

第4章 史跡の現状と課題

第1節 保存（保存管理）

(1) 百舌鳥古墳群の範囲と史跡指定範囲

指定地は、19基の古墳のうち17基が公有化を完了している。公有化した指定地は、おもに文化財担当部局並びに公園部局で管理を行っている。そのため、おおむね一体的な保存・管理ができる環境といえる。しかし、墳丘及び周濠に未指定の部分があり、周濠を含む古墳全域が指定地内に含まれている古墳は半数に留まっている。また、同古墳群の中には個人所有や未指定の古墳が存在し、課題も多い。また、現在の指定範囲も道路や宅地などで分断され、群としての繋がりが見えづらく、古墳群の景観を阻害し、古墳の木々とも併せて古墳間の見通しが困難な古墳もある。

(2) 墳丘及び周濠部の保全

指定地の現状を見ると、大半は樹木（森林）で覆われており、樹木の根や倒木により墳丘の遺構の侵食などの恐れがある。維持管理作業として、下草刈りなどを年2回程度、樹木剪定を適宜実施している。一方、平成30年（2018）9月の台風21号で倒木などにより墳丘に損傷を受けた古墳もある。古墳が民家に隣り合っていることより、生活環境の保全の観点からも樹木の適切な管理が求められる。墳丘は放置しておくとも樹木の根によりき損するほか、風雨によって表土が流失する危険性があるため、今後も定期的な点検並びに管理が必要である。公道から指定地にいたる接道が限られ、住宅や駐車場などの民地に囲まれた古墳もあり、管理や見学に支障が生じている。

墳丘の裾にはロープ柵、敷地境界には侵入防止のためにネットフェンスを設置しているが、設置から年数が経ち老朽化が進行し、損傷している。また、景観に配慮できていないネットフェンスもある。周濠を持つ古墳は、堤側の擁壁工事や史跡指定前の公園整備により水を湛えている。現在は水の出入りも少なく、水質の悪化や波浪による墳丘の侵食が見受けられ、史跡並びに生活環境の保全のために適切な管理が必要である。

植生管理にあたっては、平成元年度に古墳を含めた公有地の樹林調査が行われ、植生状況を確認できた。指定地の半数を占める公園内部は、各古墳への眺望を確保した開放感のある景観を形成し、公園周辺からは古墳の緑と一体となったまとまりある緑地景観の形成を図っている。

なお、古墳が公園内あるいは隣接している場合は、公園の再整備が計画されるごとに関係部局との協議・調整が行われ、当該古墳の保存活用が図られている。

第2節 活用

旧計画では、史跡を取り巻く自然環境や周辺に分布する歴史文化資源と連携し、市民に親しまれる多面的活用を推進するものとしている。また、整備基本計画では史跡への関心の有無に関わらない来訪の契機を創出するため、日常的な活用だけでなく、イベントなどの非日常的な活用をめざすものとしている。

これらの計画策定以降、百舌鳥古墳群が世界遺産に登録され、世界遺産に関連した講演会や展示のほか、我が国の古墳文化を代表する史跡として、史跡の古墳を有する自治体と連携し、古墳サミットを開催するなど、世界遺産としての知名度を活かし、イベント開催や情報発信を積極的に行っている（史跡百舌鳥古墳群への関心の有無にかかわらない来訪の契機創出の取組み一覧を参照）。

(1) 調査研究と活用

平成18年度から百舌鳥古墳群の史跡指定に向けた発掘調査や地中レーダ探査などを実施し、史跡指定後は整備に向けた発掘調査を継続して実施している。また、御廟山古墳などでは宮内庁と同時調査を行い、史跡の価値を高める調査成果を得ている。これらの成果については、調査報告書をはじめ様々な媒体で公開し、講演会や堺市博物館の展示などで活用している。今後もこのような調査研究を継続していく必要がある。

(2) 学校教育との連携

百舌鳥古墳群とりわけ仁徳天皇陵古墳（大山古墳）は、学校の社会科教科書に必ず掲載されているため、学校教育における百舌鳥古墳群への関心は非常に高い。堺市の小・中学校では、堺を愛し、誇りを持つ子どもの育成を図るため「子ども堺学」において、本古墳群について学んでいる。副読本『わたしたちのまち 堺』『堺市世界遺産学習ノート 百舌鳥・古市古墳群』（小学校用）・『わたしたちの堺』（中学校用）を刊行し、学習に活用している。校内の学びだけでなく、堺市博物館では小・中学生用の学習メニューを用意し、市内外の校外学習を受け入れている。また、地元中学生郷土部による現況調査が継続して行われている。

さらに、低学年の子どもたちでも遊びながら古墳について学べるように「世界遺産百舌鳥・古市古墳群を応援する堺市民の会」と共に古墳すごろくを作成した。学校内外を問わず、古墳に親しんでもらう機会の充実化が必要である。

(3) 生涯学習における活用

歴史愛好家において古墳に対する関心は深まっていたが、世界遺産登録は歴史愛好家だけでなく、多くの人々の百舌鳥古墳群への関心を高めた。堺市博物館や百舌鳥古墳群ビジター

センターには、展示や映像シアターをはじめ、講演会や体験学習などにより多くの来訪者が訪れ、史跡で行う現地見学会や古墳群ガイドツアーなどにも多くの参加者が訪れる。

近年は新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントの自粛が続ぎ、博物館などの来館者数も減少している。一方でオンライン配信などの新たな手法によるイベント開催が可能となり、遠隔地からの参加や後日視聴など、参加の機会が広がりつつある。

博物館や史跡は生涯学習の拠点としての役割を果たすため、様々な手法を用いて、事業を継続することがますます求められている。

(4) 地域・観光振興における活用

百舌鳥古墳群は貴重な文化財であると同時に憩いの場や観光拠点として位置づけられている。中でも古墳が集中する大仙公園は、堺市のシンボルパークであり、多くの市民が憩いやレクリエーションの場として利用している。また、災害時の広域避難地としての役割を持っている。様々な利用目的で人が集まる好条件を活かし、古墳を核としたイベントを実施するなど、地域活性化と古墳への関心を高める機会の提供を検討する必要がある。百舌鳥古墳群の訪問を促進し、満足度を高め繰り返しこの百舌鳥古墳群を再び訪れる人々、リピーターの増加を図ることが必要である。

また、観光コンベンション協会が実施する文化財特別公開に参加し、学芸員が現地で説明し、遺物も現地に展示する古墳の公開を行っている。環濠都市エリアの文化財と併せて公開することにより、「歴史のまち堺」を積極的に発信している。観光部局と連携して観光客の需要を把握しながら、周遊促進を図ることが重要である。

百舌鳥古墳群をはじめとする名所・旧跡などを案内するガイドに堺観光ボランティア協会の活動は欠かせない。百舌鳥古墳群エリアでは仁徳天皇陵古墳拝所前や百舌鳥古墳群ビジターセンター観光案内所、堺市役所 21 階展望ロビーに観光ボランティアが常駐し、観光案内を行い、周遊相談を受けている。多くの観光客を受け入れて百舌鳥古墳群を案内するため、ガイド活動の向上が求められる。

海外からの来訪者に対しては、説明板やガイドブック、スマートフォンアプリの解説を多言語で表記し、対応している。さらに、全ての来訪者が安全かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインの推進を図る必要がある。



世界遺産・百舌鳥古墳群 特別公開イベント（令和4年3月27日）

史跡百舌鳥古墳群への関心の有無に関わらない来訪契機創出の取組一覧

活用（来訪の契機創出）項目		取組内容		
日常的な活用	地域住民の 安らぎと 憩いの場 (多様な価値)	▶日々の散歩 など	周辺での活用	
			公園	▶様々な利用（レクリエーション・コミュニティ・休養・健康増進・余暇活動の場・広域避難所） ▶様々な施設（中央図書館・日本庭園・都市緑化センター・市茶室・自転車広場・ <small>さんぼうしや</small> 杉風舎売店）
	子どもたちの 学びと 遊びの場	▶学校教育との連携 ▶自然観察会 や写生会	学校教育	
			学び	▶副読本作成、「子ども堺学」の学び ▶中・高生研究発表 ▶小学生夏休み自由研究（古墳などの研究）
			授業	▶自然観察会・オリエンテーリングなど
ガイダンス施設（堺市博物館・百舌鳥古墳群ビジターセンター）ほか				
	▶小・中学校 校外学習の受入れ（学習メニュー作成） ▶「古墳すごろく」作成			
非日常的な活用	史跡の価値 を周知	▶見学会 (発掘調査・ 整備過程) ▶講演会 ▶体験学習会	調査研究	
				▶発掘調査（他機関の連携）・地中レーダ探査 ▶調査成果の公開（現地説明会・展示・報告会・報告書）
			生涯学習	
			ガイダンス施設	▶展示・展示解説・講演会・体験学習・映像体験学習
			史跡	▶見学会・ガイドツアー・特別公開
			その他	▶シンポジウム・サミット・講座など開催
史跡への 関心の醸成	▶地域の催し ▶健康ウォー キング	地域・観光振興		
			▶パンフレット・ガイド・解説書の刊行 ▶ウォーキング・スタンプラリー・サイクリングの開催・「もず・ふるカード」による周遊促進 ▶観光コンベンション協会とのイベントなどの連携 ▶観光客の受入れ・ガイド（ワンストップ電話窓口・観光案内所設置・観光ボランティア協会ガイド） ▶レンタサイクル・周遊バス運行 ▶周遊ナビアプリ・動画の配信 ▶古墳グッズ販売・図柄（宝くじ・貨幣など）採用 ▶他のイベントでの来訪（コンサート・シティマラソン・ツアー・オプ・ジャパン・緑化祭・菊花大会・農業祭など）	

第3節 整備

平成30年(2018)に策定した整備基本計画(第1期)に基づき、高木や竹の伐採、余水吐の切下げ工事などの環境整備のほか、各古墳の説明板設置や周遊路整備、短期整備として御廟表塚古墳と寺山南山古墳の整備に取り組んでいる。令和元年(2019)の世界遺産登録時には、整備に関して遺産影響評価(HIA)の実施を求める追加的勧告がなされた。令和3年(2021)3月にはガイダンス施設として百舌鳥古墳群ビジターセンターが開館し、堺市博物館は展示のリニューアルを行った。

(1) 保存のための整備

古墳の墳丘はかつて地域の里山として利用されてきたが、薪炭供給などの役割を終えた現在、樹木が繁茂し、高木化が進行している。墳丘上の樹木繁茂は墳丘を視認できないだけでなく、台風時に高木が倒れると、遺構や隣地へ被害を及ぼす危険性がある。このような危険木については、伐採して萌芽更新を進めているが、史跡内での高木伐採は重機の使用が制限され、作業が困難となっている。

墳丘裾は濠水の波浪によって侵食が進んでいる古墳がある。かつて、濠水は灌漑用水に利用されていたが、現在は利用されていないため、余水吐を切り下げるなど水位を下げる工事を行っている。墳丘裾の侵食を防ぎつつ、水質悪化を招かない適切な水位のコントロールが今後必要である。

指定地は台地上に立地し、自然災害の被災例は少ない。しかし、昨今における自然災害は、激化の一途をたどっている。自然災害に対応すべく、本市においても、発生を視野に入れた防災計画がまとめられている。集中豪雨に加え地震などの自然災害に対しては、発生時の被害低減を図るための予防措置と被災した場合の対応措置を両立させた十分な対応が求められる。

史跡百舌鳥古墳群 保存のための整備取組一覧

年度	古墳名	現状変更	内容詳細
平成28	丸保山古墳	工作物埋戻	井戸埋戻し
平成27	収塚古墳	工作物撤去	盛土(約20㎡、最大0.3m)、コンクリート構造物(3点)撤去工事
平成30	旗塚古墳	工作物撤去	工作物撤去 濠内の八つ橋基礎・模木階段の撤去
平成29	乳岡古墳	建築物撤去	建築物などの除却工事 公有化に伴い木造二階建て専用住宅3件・工作物・庭木を現況地盤より上で重機除却
平成26~30	いたすけ古墳	施設修理	フェンス支柱交換8本交換
令和3	いたすけ古墳	施設改修	いたすけ公園第1期改修(濠への雨水供給及び土砂流出抑制)
平成27~29	丸保山古墳	施設修理	平成27年フェンス支柱交換、平成28年フェンス修繕、平成29年南側支柱1本・パネル2枚、北東側パネル1枚交換
平成29	御廟表塚古墳	施設修理	木柵修繕 新調<70本>、倒れた支柱の復旧<40本>
平成30	文珠塚古墳	施設修理	北側ネットフェンス改修
平成30	乳岡古墳	施設修理	フェンス改修 支柱3基とパネル3枚

年度	古墳名	現状変更	内容詳細
令和3	御廟山古墳内濠	施設改修	既設余水吐切下(幅1.3m・長さ12m・最大震度0.6m)
平成26	グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳 七観音古墳	施設設置	史跡境界標設置 グワシヨウ坊古墳8点打設、 旗塚古墳13点打設、 七観音古墳8点打設
平成26	乳岡古墳	施設設置	フェンス設置 延長42.3m、敷地表面の不陸整え
令和2	乳岡古墳	施設設置	フェンス設置 延長14.4m(基礎9か所)
令和3	いたすけ公園	施設設置	井戸給水管設置(史跡外井戸から周濠に地上配管し給水する)
平成29	乳岡古墳	修復墳丘	墳丘後円部堆積土の除去、急斜面表土上への種子散布
平成29	収塚古墳	修復墳丘	史跡隣接地敷地造成(真砂土盛土造成厚0.1~1.2m)
平成28	ニサンザイ古墳周濠	修復濠	浚渫 12m×0.5m、深さ0.5m
平成29~ 令和3	いたすけ古墳	植生管理	平成29年墳丘後円部裾竹(165m×1m)・樹木45本伐採 平成30年墳丘上竹間伐1980㎡、周濠内除草1100㎡・清掃 15875㎡、樹木伐採1250㎡245本(幹周~30cm100本・30~90 cm130本・90cm以上15本) 令和元年墳丘上竹間伐1980㎡ 令和2年樹木・竹などの伐採 墳丘上竹伐採4,000㎡、樹木伐採 230本(幹周0~60cm24本・60~90cm139本・90cm以上67本) 令和3年墳丘上樹木伐採 60本伐採(幹周60cm未満49本・60 ~120cm6本・180cm以上5本)
平成28	グワシヨウ坊古墳	植生管理	墳丘上の除草2000㎡と樹木間伐100本(幹周~30cm70本・30 ~90cm30本)
平成28 ~令和3	御廟表塚古墳	植生管理	平成28年境界標設置に支障となる竹・葛一部撤去 平成29年樹木伐採・剪定・除草(約500㎡)、周辺生垣剪定・ 竹伐採(約280㎡)、周濠内清掃(約350㎡) 令和2年樹木伐採10本(幹周~60cm2本・60~120cm5本・120 cm以上3本) 令和3年樹木伐採 傾斜危険木2本伐採
平成30	寺山南山古墳	植生管理	除草1700㎡、樹木間伐86本(幹周20cm未満約40本・20~30 cm30本・30~60cm10本・60~90cm3本・90cm~3本)
令和2・3	長塚古墳	植生管理	令和2年樹木伐採39本(幹周~90cm7本・~140cm14本・~ 200cm17本・200cm~1本) 令和3年高木等危険木伐採5本
平成30	長塚古墳 塚廻古墳 丸保山古墳	植生管理	樹木伐採・剪定・清掃8166㎡、墳丘上の除草5266㎡、周濠内の 除草・清掃1358㎡
平成29	旗塚古墳	植生管理	除草1600㎡、樹木間伐65本(幹周~30cm約50本・30~60cm約 10本・60~90cm約5本)
平成29	丸保山古墳	植生管理	樹木伐採剪定、植生土嚢設置、土留板交換
令和2・3	文珠塚古墳	植生管理	令和2年墳丘上樹木伐採9本(幹周~90cm2本・~120cm3本・ 120cm以上4本) 令和3年墳丘上樹木伐採5本(幹周90~120cm2本・120cm以上3本)
令和2	乳岡古墳	植生管理	敷地境界樹木伐採22本(幹周62cm1本・107cm2本・365cm6 本・シュロ13本他)
令和3	塚廻古墳	植生管理	傾斜危険木等伐採4本
平成29	丸保山古墳	調査発掘	宮内庁による発掘調査 露出している円筒埴輪の調査
平成30	御廟表塚古墳	調査発掘	発掘調査:整備に先立つ発掘調査645㎡
令和3	いたすけ公園	調査土壌	植生管理手法の検討を目的(墳丘上23か所表層の土壌採取)
平成26	文珠塚古墳	防災	排水溝:西北隅に集水桝と雨水誘導土嚢設置
平成30	御廟表塚古墳	防災	排水施設:排水管・会所枡を新設し北側道路会所に接続
平成30	丸保山古墳	防災	排水施設:西側道路会所に排水管を接続

(2) 活用のための施設整備

① ガイダンス施設

堺市博物館と百舌鳥古墳群ビジターセンターは、様々な規模や形の古墳が密集する大仙公園にあり、両施設を見学することで、効果的に百舌鳥古墳群について学ぶことができる。両施設は百舌鳥古墳群の価値について解説し、普及啓発活動を行うものであるが、各施設の特質に応じて役割は異なる。機能強化と連携による両施設の相互利用を促進し、史跡に対する理解をより深める取組を継続する必要がある。

	堺市博物館	百舌鳥古墳群ビジターセンター
共通機能	百舌鳥古墳に関する展示・普及啓発	
役割分担	百舌鳥古墳群学習の本格的施設 ・資料の収集・保存・公開及び研究 ・本市の主要な歴史・民俗などの実物資料の展示 ・陶邑窯跡群や大塚山古墳など史跡と関連する遺跡の出土品の展示	百舌鳥古墳群学習の入門的施設 ・世界遺産の価値に対する理解の促進、情報の発信 ・古墳群を含む市内周遊を促す拠点施設
附属施設	・展示室（市内の古代～近代の歴史・民俗資料など） ・百舌鳥古墳群展示コーナー ・百舌鳥古墳群シアター（VR映像） ・体験フロア（立体パズル・復元品など） ・学習室（イベント時）・堺市茶室	・展示コーナー ・シアター（8K空撮映像） ・物販コーナー（古墳グッズ・堺の名産品販売） ・観光案内所（レンタサイクル・手荷物預かり）
動線上の位置づけ	・仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳を結び、多様な規模や形の古墳が密集し、周遊しやすい動線上に立地	・仁徳天皇陵古墳と周囲の中小古墳（収塚古墳・塚廻古墳・丸保山古墳など）を周遊する動線上に立地

② 総合案内板・説明板

総合案内板は、古墳が集中している大仙公園の出入り口並びに拠点施設や交通手段に合わせた駐車場や最寄り駅を中心に設置されている。各古墳の説明板も統一したデザインで設置済である。しかし、百舌鳥古墳群の概要を解説する説明板は未設置であり、理解促進のためにも設置が必要である。

③ 便益施設

史跡の古墳が多く所在する大仙公園には、来訪者を迎え入れる便益施設（駐車場・トイレ・休憩施設・飲食店など）が整備されている。また、堺市博物館と百舌鳥古墳群ビジターセンターをはじめとする指定地周辺の市の施設ではトイレ・休憩施設が無料エリアに整備されている。

第4節 運営・体制の整備

(1) 史跡の管理

史跡の管理は、文化財保護法に基づく管理団体は存在せず所有者が行っている。所有者はおおむね堺市であるが個人・国（宮内庁）・大阪府と様々で、一体的な管理をすべく市と所有者間の連携の強化が必要である。堺市の史跡の管理は公園部局と文化財部局で行われ、旧計画に基づいて運営が行われ、隣接する公園の再整備についても両者協議が行われている。

これまでも複数の美化促進活動を実施しているボランティア団体によって、美化清掃活動が行われている。史跡の維持管理や活用を担当する職員は限られており、当該史跡は市役所・区役所などから離れた位置にあることから、管理や点検、初期の救急、防災には地域住民や地域活動団体などの協力が必要である。

(2) 保存活用事業の進め方と体制

現在の保存活用事業の体制は以下のとおりである。

保存管理…個人・国・府・市
管理団体…なし
維持管理…各所有者：国（宮内庁）・府（教育庁）・個人 ・市（建設局公園緑地部・文化観光局文化部）
現状変更…国（文化庁）・府（教育庁）・市（文化観光局文化部）
活用…市
調査研究…文化観光局文化部・堺市博物館
公開・活用…文化観光局堺市博物館・文化部
教育…教育委員会、文化観光局堺市博物館・文化部
観光振興…文化観光局観光部・（公社）堺観光コンベンション協会
整備…市
保存のための整備…文化観光局文化部・建設局公園緑地部
防災…危機管理室
活用のための整備…文化観光局文化部・建設局公園緑地部
史跡周辺公園内施設…建設局公園緑地部

公園整備の在り方や修景に関しては、関係組織間の意思疎通と情報共有が必要である。

史跡の保存活用においては、文化財担当だけでなく、公園・教育・防災・観光なども関係することから、庁内外の関係機関の連携体制を強化する。また、史跡の管理主体としての人材育成も含めた体制を構築しなければならない。

さらに、世界遺産の構成資産及び周辺で実施する事業については、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会・国の助言のもと、宮内庁をはじめ大阪府・羽曳野市・藤井寺市と情報を共有し事業を進める必要がある。

(3) 地元住民との意思疎通・情報共有

史跡指定地やその周辺においては、環境美化や防災・防犯、歴史を生かした都市の活性化などが期待されており、将来にわたり史跡の保存活用を確実かつ効果的に行うためには、住民・地域活動団体などの協力や参加、協働の取組を更に進める必要がある。

(4) 各古墳の現状・課題

①いたすけ古墳 現状・課題

濠の周囲には安全防犯対策上、護岸・フェンスと門扉を設けて管理している。周濠は、水生植物の繁茂が見られる。この周濠の水については、防火用水として機能しており、水位の管理・調整は世界遺産課が行っている。前方部西側は外堤に沿って民家が並んでいる。墳丘上の樹木は昭和40年代に実施した大規模な刈込と近年の竹林・樹木伐採などの環境整備により、墳形が良好に視認できる。西方JR阪和線、大仙公園への眺望も良い。北隣のいたすけ公園に史跡標柱・説明板を設置している。

墳丘上では、後円部東側で拡大していた竹林の除去に取り組んでいる。墳丘裾は侵食が著しい。周濠は水の流入がなく滞留したままであり、堺市外来種アラートリストのコイやミシシippアカミミガメなどが生息するなど水質の悪化が近年顕著となってきた。水質改善の一環として、給水用井戸をいたすけ公園に設置し、濠水の循環を促している。

濠内には昭和30年(1955)頃に造成のために架けられた橋の残骸が残っている。この橋は、いたすけ古墳の当時の危機的状態を象徴し、市民などの保存運動により当古墳が守られたことを記念する存在である。



現状・課題



侵食された墳丘裾



墳丘上の樹木と墳丘の様子



史跡標柱と説明板



安全管理柵・門扉・説明板 (更新)



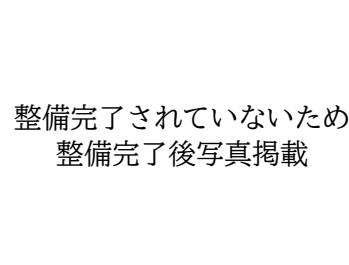
開発時に架けられた橋の残骸



2箇所に設置された樋 (写真は東側)



外来種の
ミシシippアカミミガメ



整備完了されていないため
整備完了後写真掲載

再整備された公園



井戸

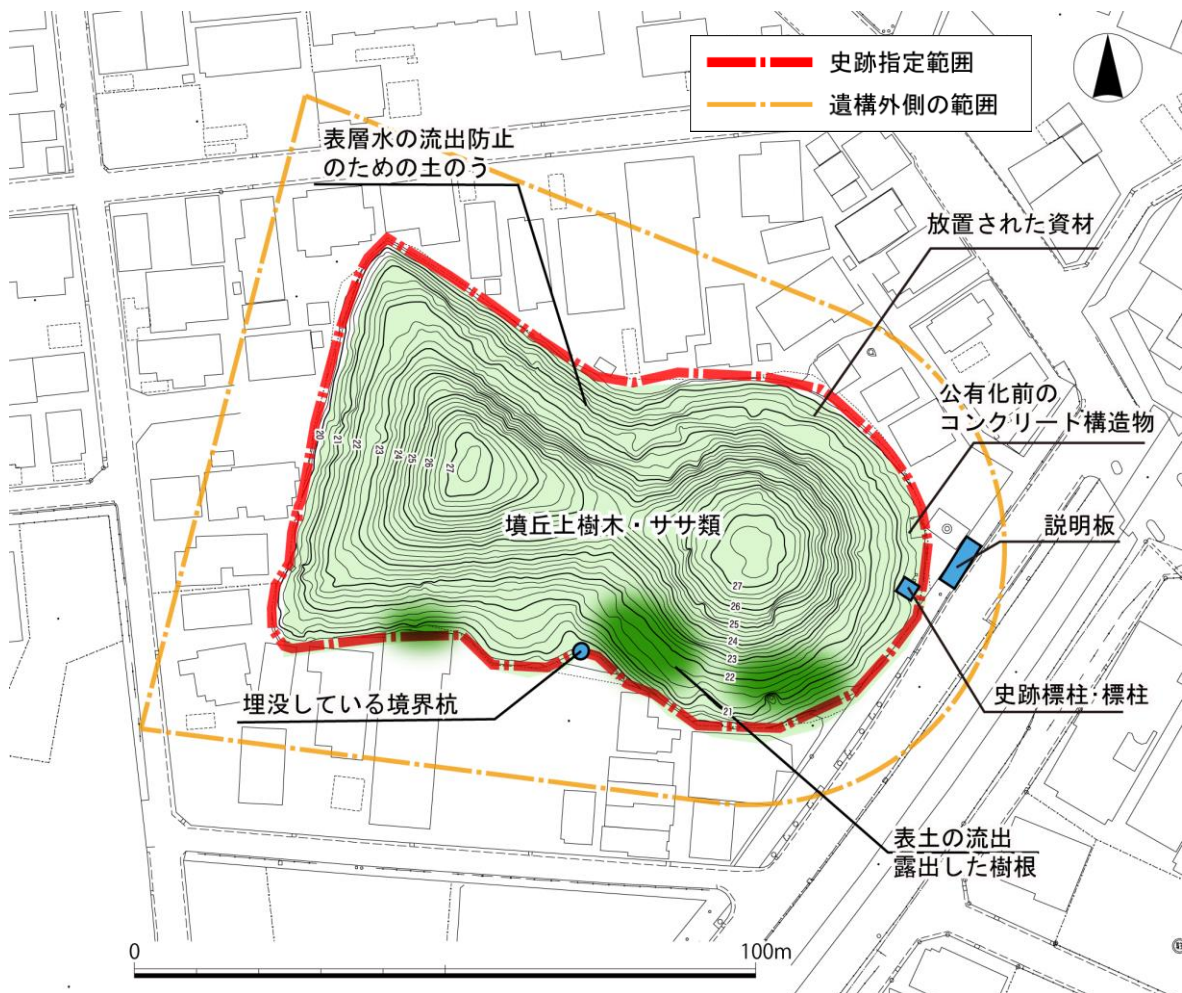
①いたすけ古墳 現状変更の履歴 (平成26年(2014)以降)

年度	内容	備考 (詳細)
平成27年	濠 水質浄化活動	
平成27年	フェンス支柱交換工事	
平成28年	濠 水質浄化活動	
平成28年	フェンス支柱交換工事	
平成29年	フェンス支柱交換工事	
平成29年	環境整備	墳丘上傾斜竹・樹木伐採
平成30年	環境整備	墳丘上樹木・竹間伐
平成30年	フェンス改修	
平成30年	説明板撤去	新設に伴い既存説明板の撤去
令和元年	環境整備	墳丘上竹間伐
令和2年	環境整備	墳丘上竹・樹木伐採
令和3年	土壌採取	植生管理手法の検討、植生調査
令和3年	給水管設置	史跡外に設置した井戸から濠へ給水するための径2.5cm給水管の地上配管
令和3年	公園改修	フェンス2か所の更新・雨水給排水施設の設置・整地及び碎石舗装工事
令和3年	木竹伐採	墳丘上樹木伐採

②長塚古墳 現状・課題

墳丘は、後円部の一部が線路に沿って通る市道に接し、フェンスから墳丘斜面の形状を確認することができる。また、長塚古墳の史跡標柱と共にかつて百舌鳥駅付近にあった皇陵参拝の標柱が置かれている。墳丘にはアラカシやコナラなどの高木があり、墳丘裾には植栽されたビワやキョウチクトウなどが見られる。地被類はササ類の群落がある。旧計画策定後に樹木の剪定・間伐を行い、下草の育成を進め、墳丘の視認化を図っている。

史跡の周囲には、排水のための施設がなく、応急処置として植生土嚢を並べることで隣接している民地への流入を緩和している。しかし、雨水による墳丘表土の流出で樹木の根系が露出している部分も見られ、枯損の要因の一つになる上、境界標が埋没している箇所も存在する。また、墳丘裾には公有化前に利用されていたコンクリートブロックの構造物が残る。



現状・課題



説明板



史跡標柱



放置された資材



コンクリート構造物



表土の流出



表層水の流出防止のための土嚢



埋没する境界杭



露出した樹根

②長塚古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

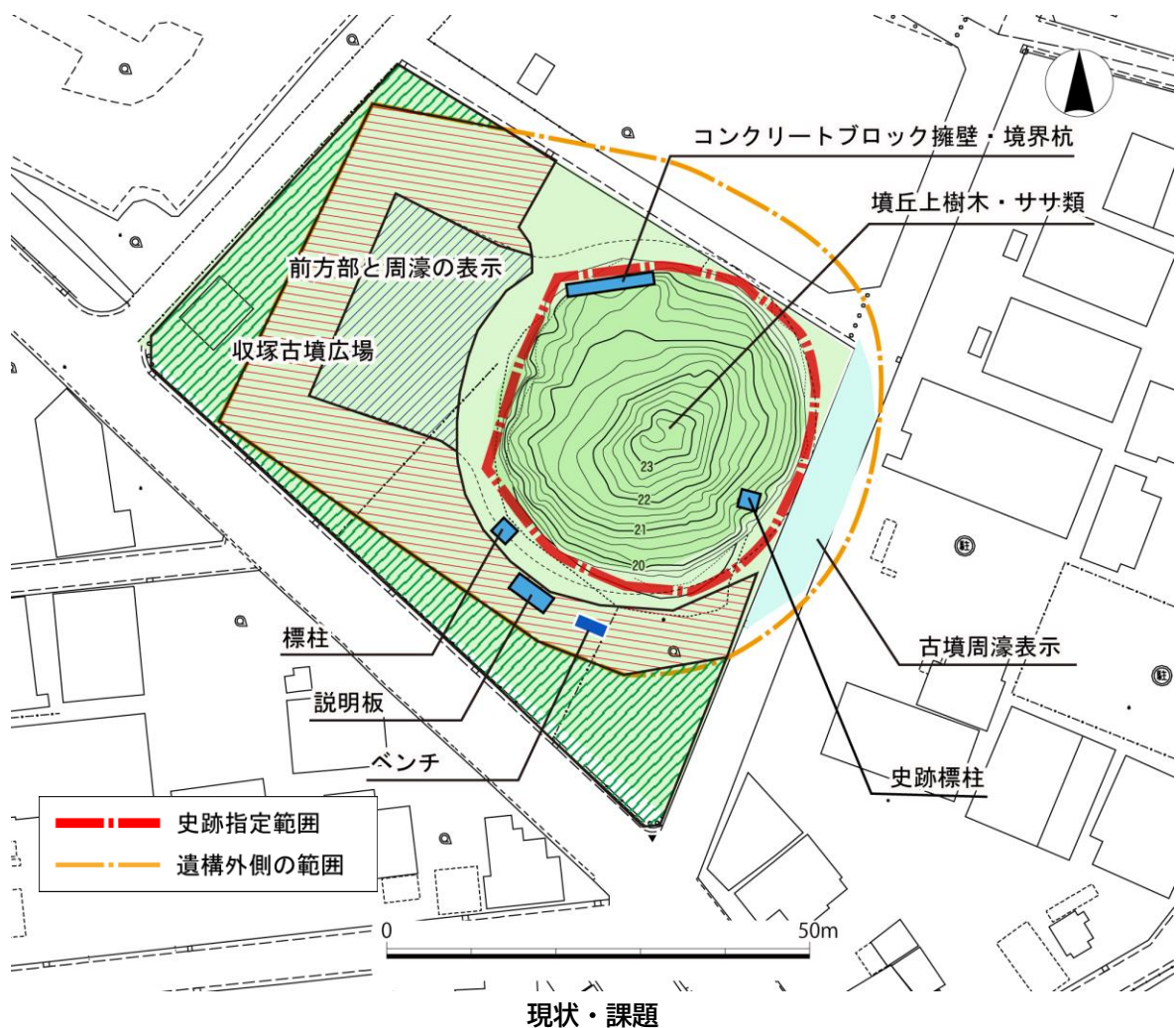
年度	内容	備考（詳細）
平成30年	説明板 撤去	新設に伴い既存説明板の撤去
平成30年	環境整備	墳丘上樹木伐採・剪定・清掃
令和2年	環境整備	墳丘上樹木伐採
令和3年	木竹伐採	墳丘上高木伐採

③収塚古墳 現状・課題

現在、周濠は既に埋まり、前方部は削平されているため、外観は円墳状を呈する。また、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）との間に眺望を遮るものが少なく、両者の位置関係の把握が容易である。また、南方の長塚古墳が見える。

史跡範囲は墳丘として視認できる後円部で、木柵により墳丘への立入りを防止している。また北側及び東側の道路に接してフェンスを設置している。古墳及び周辺は、大仙公園の公園用地として公有化されており、管理は大仙公園管理事務所が行っている。墳丘上にはアベマキ、ハゼノキなどがあり、地被類はササ類の群落が見られる。東側の道路・住宅を除き収塚古墳広場として開放され、北側は道路を挟んで憩いの広場として遊具が設置されている。また、古墳北側を除いて前方部墳丘並びに周濠の範囲を明示し、整備されている。史跡内東側にある史跡標柱と南側史跡範囲に接する説明板が離れているものの、古墳名のある標柱があり一体的な案内・説明に努めている。

史跡の範囲を周濠を含めた範囲に拡大した時には、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）並びに長塚古墳との相互の関係が遠望して把握できるような整備や修景が必要である。





収塚古墳から見た仁徳天皇陵古墳



墳丘上の樹木や下草のササ類



説明板とベンチ



前方部と周濠の表示



史跡標柱



標柱



墳丘裾の公有化前のコンクリート構造物と境界杭

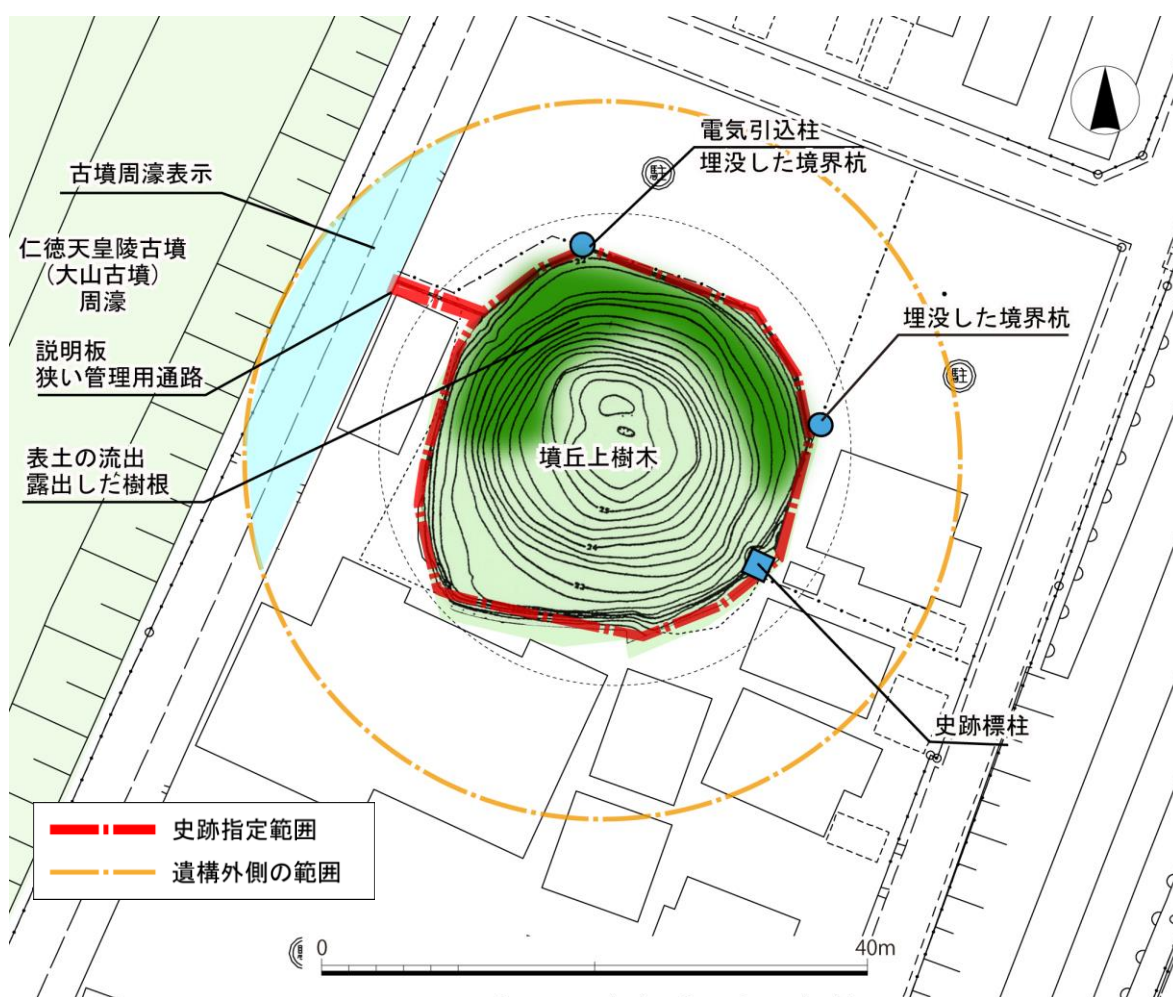
③収塚古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成27年 平成29年	盛土およびコンクリート構造物撤去工事 敷地造成工事	史跡隣接地の真砂土盛土造成

④塚廻古墳 現状・課題

維持管理では草刈と枝打ち、危険木の伐採などを行っている。墳丘上はアラカシなどの広葉樹が見られる。また、墳丘裾にはビワやサルスベリなどの植栽が見られる。周濠は既に埋没し、住宅や駐車場などになっているが、史跡西側の道路に周濠の範囲を舗装によって明示している。

史跡は、半間程度の狭小な幅で接道しているのみで、重機や車両の利用にあたっては近隣駐車場の地権者の協力を得ている。境界確定後、周辺の地盤上昇に伴い、境界杭が地中に埋没するのを防止するために塩ビ管で保護されている。墳丘斜面において表土の流出があり、一部で樹根の露出が見られる。昭和14年（1939）3月に大阪府が設置した史跡標柱と西側道路に接道している門扉に説明板を架けている。史跡標柱は、東方の鉄道線路を正面として配置され、説明板がある西方の道路からは見えない。



現状・課題



史跡標柱



説明板



史跡内の電気引込柱と埋没した境界杭



狭い管理用通路



古墳周濠表示



表土の流出により露出した樹根



塚廻古墳からみた仁徳天皇陵古墳

④塚廻古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

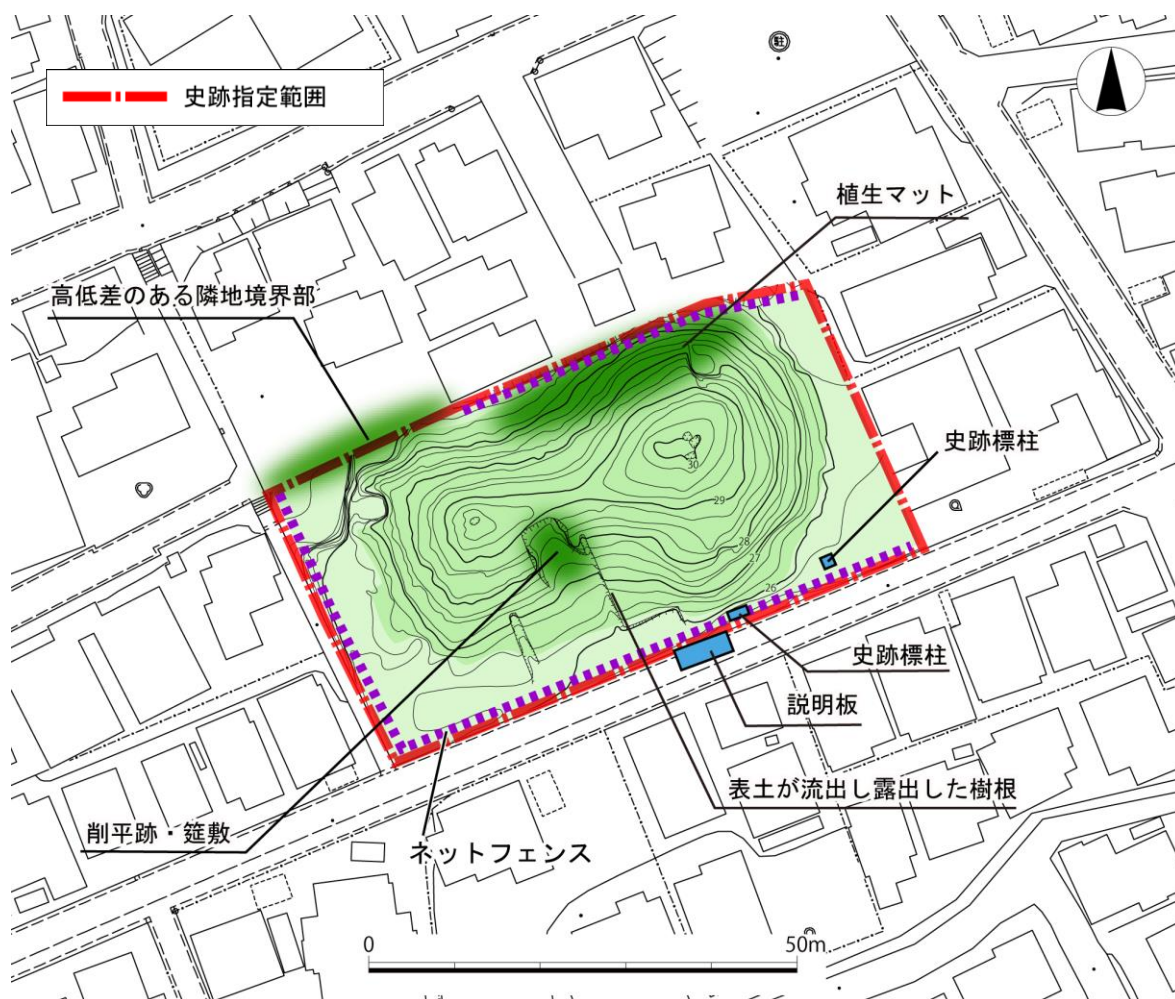
年度	内容	備考（詳細）
平成30年	環境整備	墳丘上除草
令和3年	木竹伐採	墳丘上樹木伐採

⑤文珠塚古墳 現状・課題

墳丘の前方部南面のくびれ部寄りの部分が大きく削平を受け、変形している。また、住宅地造成により指定地の北・東側の外周は削られており、旧状を留めていない。墳丘上はアベマキやアラカンを中心とした広葉樹が見られる。指定地の東・南・西の3面は忍び返し付の景観に配慮したフェンスが巡っており、北面は擁壁上にネットフェンスが設置されている。北方には履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）を見ることができる。

墳丘の表土は流出し、樹根が露出している。そのため墳丘の一部で樹勢衰退が見られる。東側斜面は日当たりが悪く、地表は湿った状態で樹根周囲には苔が生育している。南側斜面の地被類はササ類とどんぐりがわずかに芽を吹いた実生がある程度で、裸地部分が多い。南側くびれ部の削平跡に笹を敷き、表土流出を防ぐべく試み、経過観察している。

北側は、ブロック擁壁などの土留めが設置されているが、民地との段差が大きいために雨水排水の流す行先を確保できない。



現状・課題



改修した古墳北側のネットフェンス



高低差のある隣地境界部



植生マット



前方部の削平跡と下草の生育状況



表土が流出し露出した樹根



説明板と史跡標柱

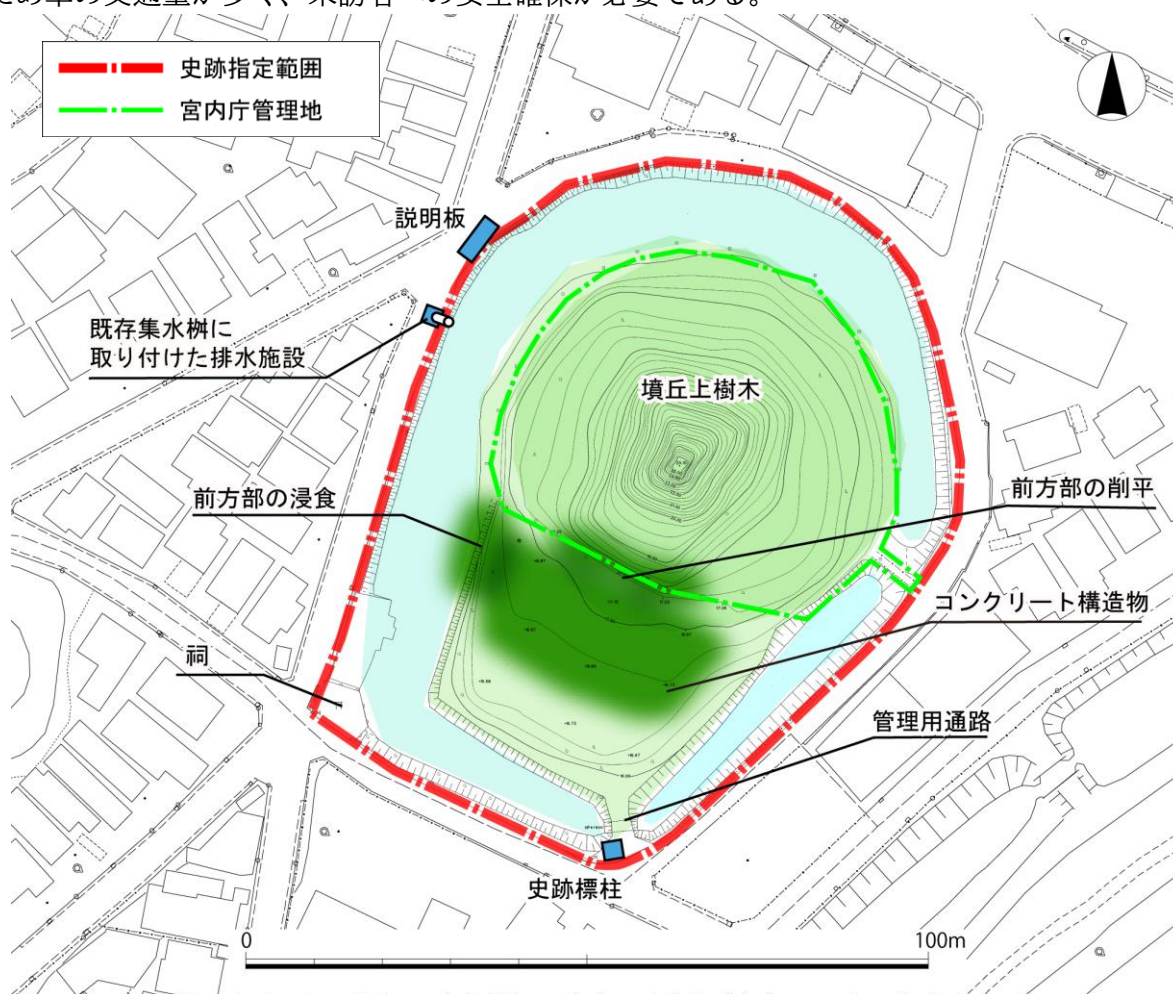
⑤文珠塚古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成30年	説明板撤去	新設に伴い既存説明板の撤去
平成30年	フェンス改修	古墳北側ネットフェンス改修
令和2年	環境整備	墳丘上樹木伐採

⑥丸保山古墳 現状・課題

史跡指定地の後円部及び東側の管理用通路は宮内庁が陵墓として管理している。周濠は、かつてため池として利用されていたが、現在は用水などの流入はない。また、周濠南西隅に位置する祠が、濠の外肩と接している。宮内庁管理用地はコンクリート柱に鉄線張の柵で囲まれている。古墳の南東隅に管理用の通路があり入口には史跡標柱がある。また、後円部西側に説明板をネットフェンスに供架している。丸保山古墳は、本市と宮内庁で古墳の管理を行っていることから、墳丘及び周濠の保全について、管理や対応を連携して行っている。墳丘の植生は、前方部上にアキニレやクロマツなどがまばらにあり、宮内庁が管理する後円部にはアベマキやナナミノキなどが見られる。また、堤にはウメなどの植栽が見られる。

周濠は、水面にはヨシなどの植物や藻類などが繁茂している。かつて、排水の施設がなく降雨量によって水位の上下が著しかったため、墳丘裾及び周濠の外肩に侵食が見られる。前方部は、公有化前に存在した建物により上部が削平され、建物の基礎の一部が残されている。これまで大規模な発掘調査を行っておらず、改変前の前方部の形状は明らかではない。また、雨水により盛土の流出が見られ、墳丘及び樹木の損傷への対策が必要である。史跡の周囲はネットフェンスを挟んで道路に接し、幹線道路・中央環状線への抜け道となっているため車の交通量が多く、来訪者への安全確保が必要である。



現状・課題



史跡標柱



説明板



前方部の削平と侵食



コンクリート構造物



管理用通路



南西隅に位置する祠



排水施設

◎丸保山古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

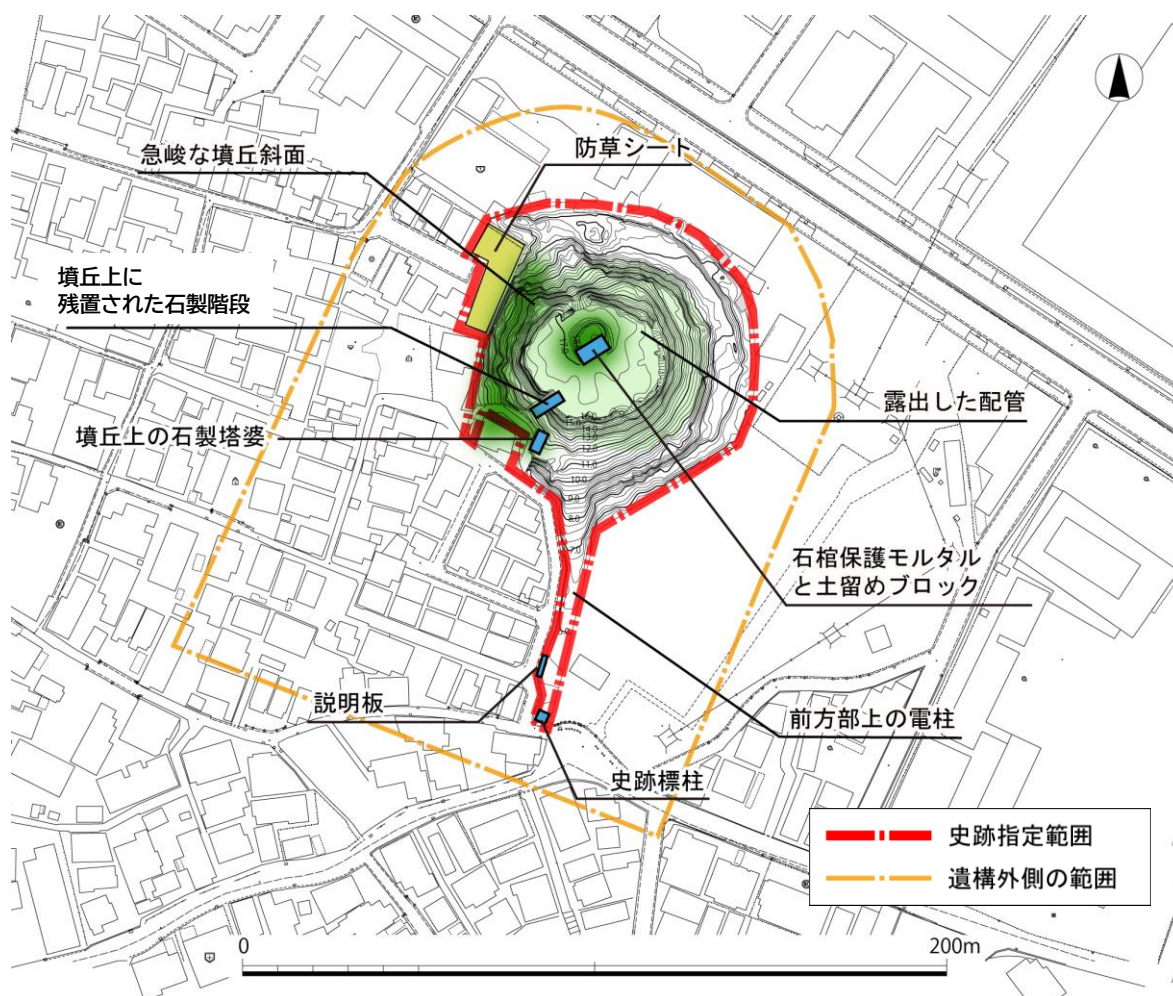
年度	内容	備考（詳細）
平成27年	フェンス支柱交換工事	
平成28年	井戸埋戻し	
平成28年	フェンス修繕工事	
平成29年	発掘調査	露出している円筒埴輪の記録・取上げ
平成29年	樹木剪定など	樹木伐採剪定、植生土嚢設置、土留板交換
平成29年	フェンス修繕工事	
平成29年	説明板更新	既存説明板の撤去
平成30年	環境整備	周濠内の除草・清掃
平成30年	排水施設 設置工事	道路上既設会所に接続

⑦乳岡古墳 現状・課題

前方部はわずかに細長い高まりが残るのみで、その大半は宅地や工場になっている。また、現在は埋没しているが、周濠の存在が確認されている。墳丘上にはエノキやアキニレなどの落葉樹のほか、ヤブツバキなどの常緑樹も見られる。また、墳丘の大半は草地に覆われており、寺院があった墳頂部にはイロハモミジなどが見られる。墳頂部で確認した石棺は、土留めブロックとコンクリートで覆うことで保護している。前方部の史跡境界はネットフェンスで囲まれている。前方部の史跡範囲内に電柱が設置されている。接道が主に前方部南端に限られており、管理や見学に支障が生じている。

史跡指定前は墳丘上に寺院があり、現在も建物の礎石や半壊状態でアプローチの階段、塩ビ管や井戸などが露出した状態で残っている。石棺を覆っているモルタルや土留めブロックが経年劣化により傷んでいる。

西側後円部墳丘は裾の削平に伴う急斜面や崖面周辺で、表土の流出が見られる。これが進行するとすべりが生じる危険性があるため、急峻な斜面下の私有地を追加指定・公有化し、斜面上には種子を散布し、斜面のすべりの防止に努めている。



現状・課題



石棺保護モルタルと土留めブロック



説明板



墳丘上の石製塔婆

(1 基は府古文化記念物等保存顕彰規則指定)



露出した配管



急峻な墳丘斜面



前方部上の電柱



墳丘上に
残置された階段



史跡標柱

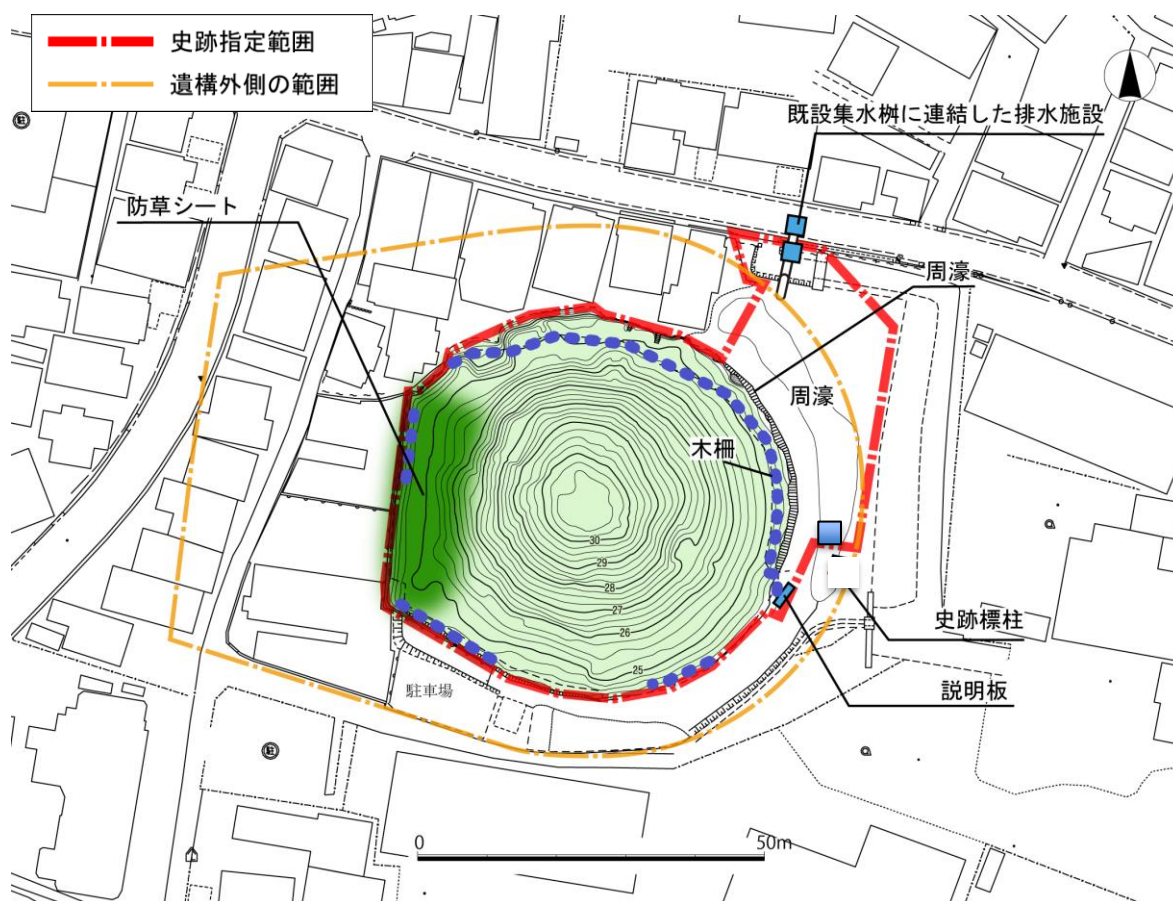
⑦乳岡古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成29年	建築物などの除却工事	公有化した土地の工作物などを除却、古墳北側ネットフェンス改修、墳丘上樹木の伐採
平成29年 令和2年	フェンス設置及び不陸の整地 樹木の伐採及びフェンスの設置	敷地表面の不陸の整え

⑧御廟表塚古墳 現状・課題

開発により周濠の大半が埋められ、前方部が失われている。史跡指定範囲は、後円部及び北東隅に残された周濠である。かつて指定地が私有地であった時に、堺市緑の広場として園路や木柵を設置し整備され市民に公開されていた。緑の広場の園路や木柵は経年劣化でほとんど跡形もない状態で、整備が急がれる。公有化を行い、旧計画・整備基本計画（第1期）に基づき適正な管理並びに整備に取り組んでいる。墳丘は、アベマキを中心とした落葉広葉樹に覆われ、部分的にクロマツやシュロが見られる。堤は、竹林となっていたが、整備に取り組む一環で除去した。周濠にあたる北東隅の池は、水の出入りはなく湿地状となっており、遺構を傷める上、水質にも影響を与えるため対策が必要である。また、集中豪雨時には溢水が発生する恐れがある。その解消の一環として排水施設を設置した。

後円部北側及び前方部は住宅地となっている。削平に伴うくびれ部の切断面付近には、防草シートを張っており、雨水が浸透せず斜面を流れるため、排水の対策が必要である。また、史跡の範囲は北東隅しか接道しておらず、今後、管理や見学に支障が生じる可能性がある。



現状・課題



説明板



史跡標柱



伐採後に写真は全て差し替え予定

周濠



排水施設



境界部分に設置された木柵



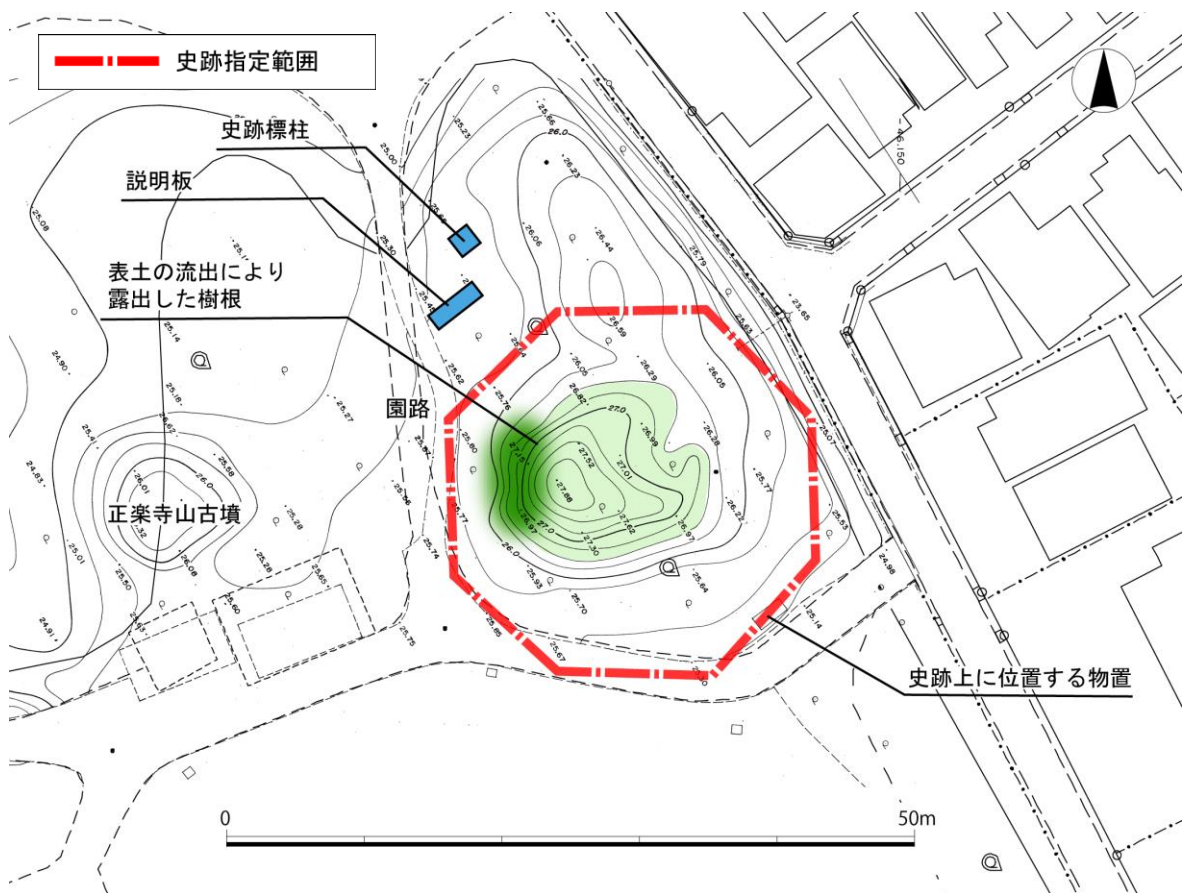
防草シート

⑧御廟表塚古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成28年	境界標設置工事	境界標設置に支障となる竹・葛一部撤去
平成29年	環境整備	木竹の伐採
令和29年	環境整備	墳丘上樹木伐採・剪定・除草、周辺生け垣剪定、竹伐採、周濠内清掃
平成29年	木柵修繕	
平成30年	発掘調査など	発掘調査と排水管と会所柵新設し北側道路会所に接続
平成30年	説明板設置	既存の説明板の撤去、同じ位置に新設
令和2年	環境整備	墳丘上樹木伐採

⑨ドンチャ山古墳 現状・課題

古墳は公園内にあり、管理は旧計画のとおり公園部局が行っている。墳丘上及び周辺には、アラカシやクロガネモチをはじめとする樹木が見られる。なお、わずかな範囲であるが、正楽寺山古墳・ドンチャ山古墳の範囲は、区画整理の造成を受けず旧状が保たれている。古墳南側のグラウンド及び北側、西側の森は公園整備による盛土がなされ、旧地形の把握が困難となっている。また、古墳の周囲には園路があり、古墳整備に際しては関係部局との調整が必要である。史跡標柱・説明板を設置したものの、周辺の樹木などと溶け込み、来訪者が古墳を認識することが困難であり、来訪者が古墳として認識できるよう、古墳の顕在化が必要である。



現状・課題



園路から見た説明板・史跡標柱



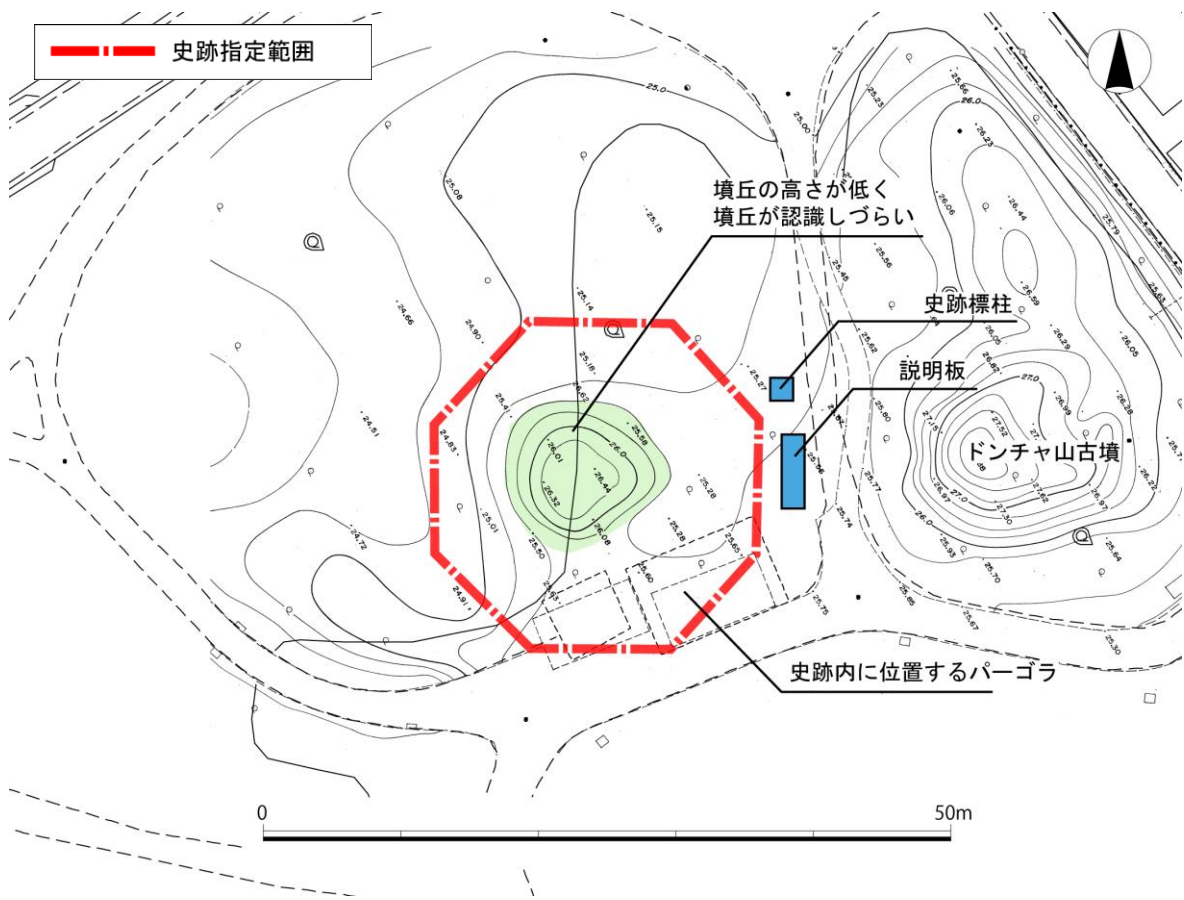
表土の流出により露出した樹根



史跡境界上にある物置と墳丘

⑩正楽寺山古墳 現状・課題

古墳は公園内にあり、管理は旧計画のとおり公園部局が行っている。墳丘上及び周辺にはウバメガシやアラカシをはじめとする樹木が見られる。なお、わずかな範囲であるが、正楽寺山古墳・ドンチャ山古墳の範囲は、区画整理の造成を受けず、旧状が保たれている。古墳南側のグラウンド及び北側、西側の森は公園整備による盛土がなされ、旧地形の把握が困難となっている。また、古墳の周囲には園路があり、古墳整備に際しては関係部局との調整が必要であり、古墳南側の周濠部分に位置するパーゴラも古墳整備に際しては移転が必要である。史跡標柱・説明板を設置したものの、周辺の樹木などと溶け込み、来訪者が古墳を認識することが困難であり、来訪者が古墳として認識できるよう、古墳の顕在化が必要である。



現状・課題



周辺よりやや小高い墳丘



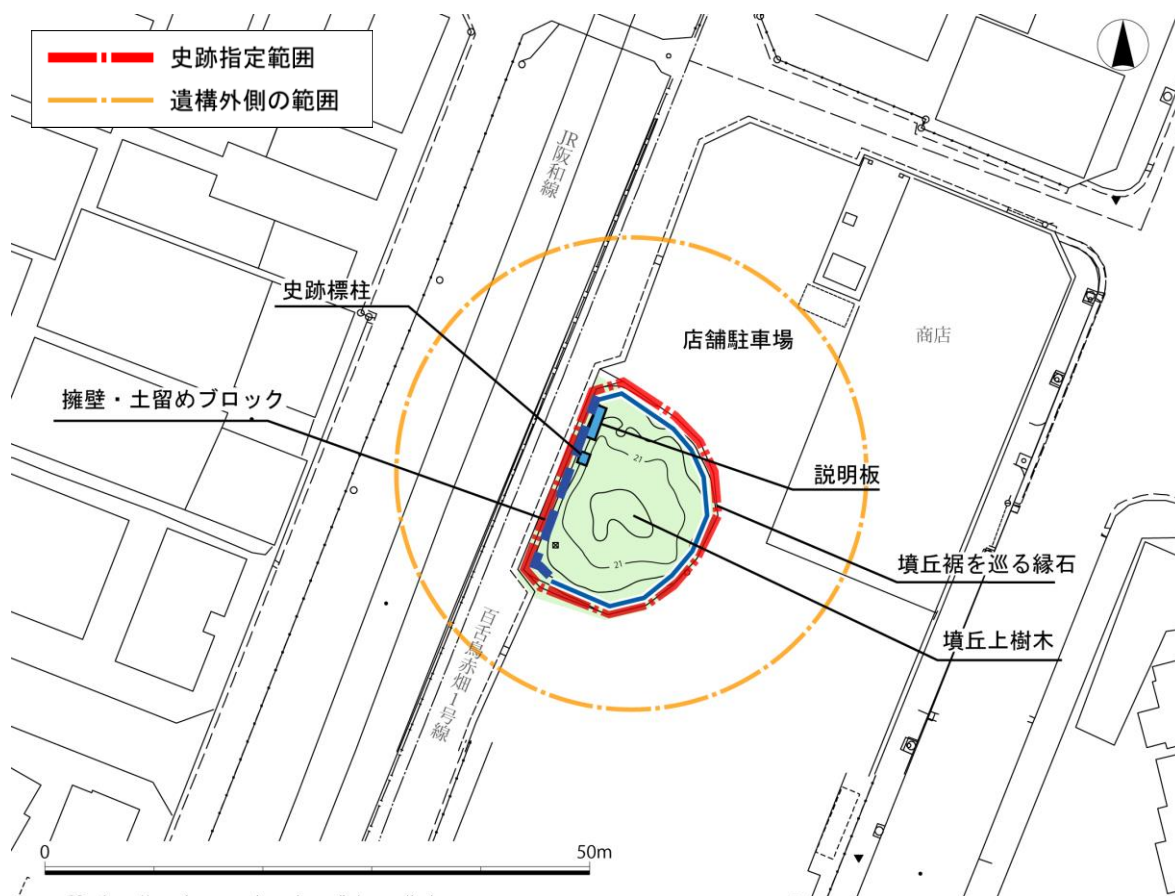
説明板と史跡標柱



史跡内に位置するパーゴラ

⑪鏡塚古墳 現状・課題

指定地は、頂部の視認できる墳丘の範囲であり、商業施設内に位置している。管理は各所有者が行っている。指定地境界線上に縁石あるいは擁壁を設置し、周囲は舗装され駐車場や道路となっている。商業施設内の緑地となっており、JR 線路側の墳丘に史跡標柱・説明板を設置している。周辺一帯は区画整理により約 1m 盛土造成がなされたため、墳丘頂部のみ露出していることから、古墳としての認識が困難となっている。



現状・課題



墳丘に接する道路や線路



周辺の店舗駐車場



説明板と史跡標柱



墳丘上の高木



指定地境界線上を巡る縁石



道路際の擁壁と土留めブロック

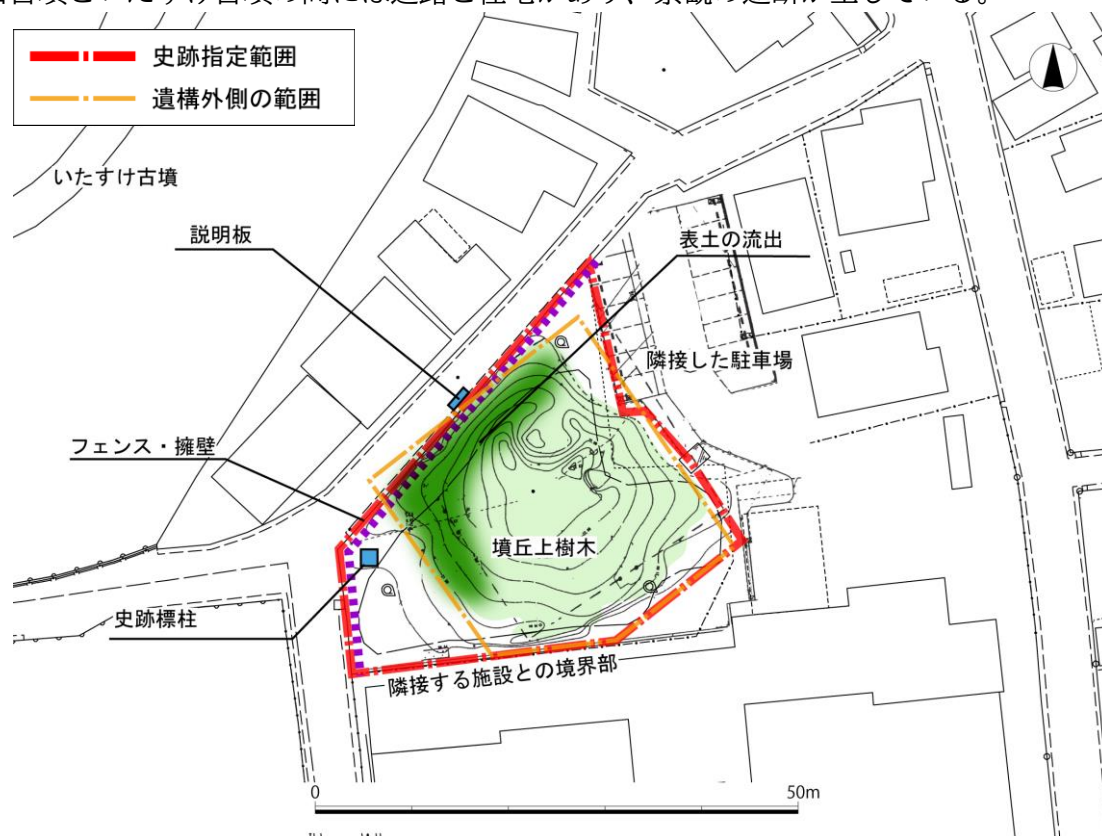
①鏡塚古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成30年	説明板の設置	既存の説明板の撤去、鏡塚は史跡標柱の南隣に新設
平成29年	フェンス設置及び不陸の整地	
令和2年	樹木の伐採及びフェンスの設置	

⑫善右エ門山古墳 現状・課題

私有地であり、保存管理は個人が行っている。墳丘は、西側道路からフェンス越しに見える。説明板は、西側フェンスに共架している。現存する墳丘は、特別養護老人ホームの緑地として残されている。墳丘上はナナミノキ、アラカシ、クロガネモチをはじめとする樹木が見られる。

古墳が私有地にあるため、道路から古墳を見学するための工夫が必要である。また善右エ門山古墳といたすけ古墳の間には道路と住宅があり、景観の遮断が生じている。



現状・課題



フェンスに設置された説明板



墳丘上の樹木



隣接した駐車場



表土の流出



史跡標柱

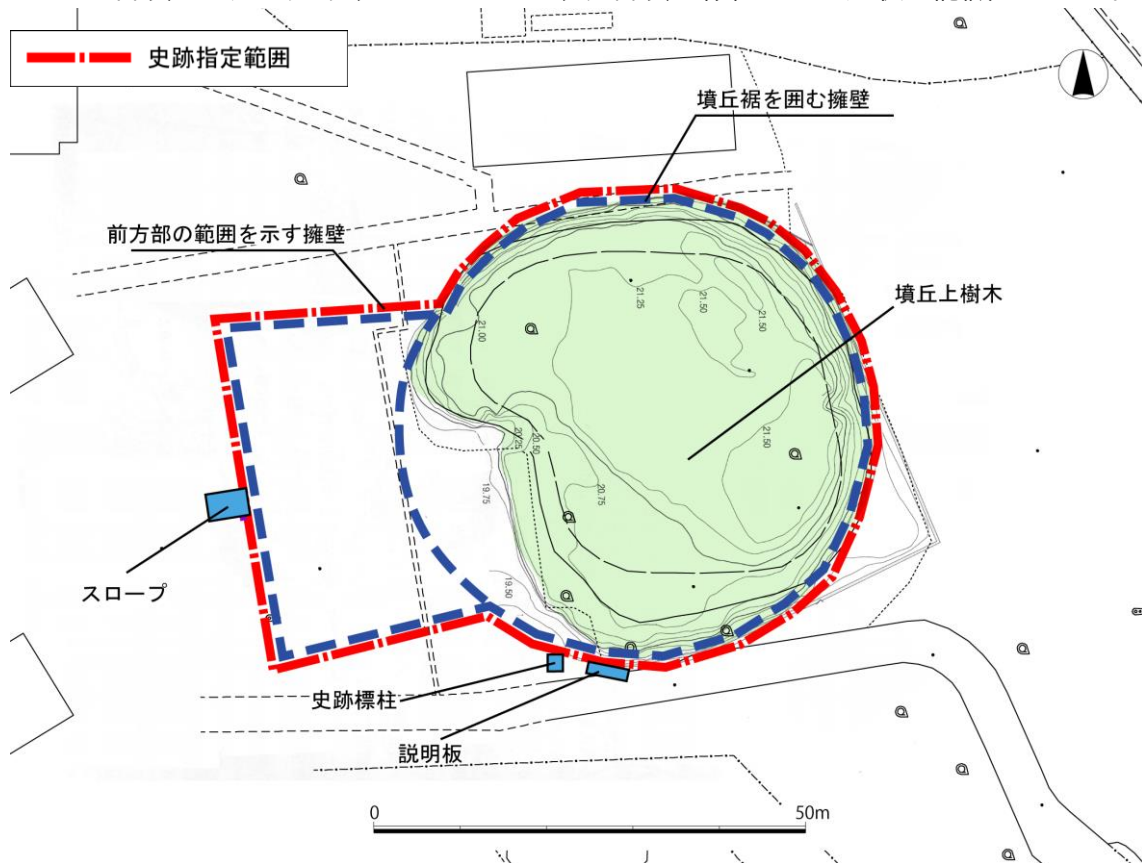


隣接する施設との境界部

⑬ 銭塚古墳 現状・課題

墳丘は後円部 2 段目上方並びに前方部が削平されているために、現状では扁平な円墳のような外観を呈している。平成 19 年度の調査成果によって、古墳復元範囲をコンクリート製の擁壁で明示し、説明板を設置した。史跡指定後には史跡標柱を設置した。墳丘上には、アベマキやナナミノキをはじめとする樹木が生育する。

学校の敷地内に所在し、学校側で管理が行われ、学校敷地周囲にネットフェンスを設置しているため古墳の至近で見学することはできず、古墳の存在並びに形状を認識しづらい。



現状・課題



裾を擁壁で囲まれた後円部の墳丘



史跡標柱と説明板



墳丘上の高木



範囲を擁壁で示した前方部

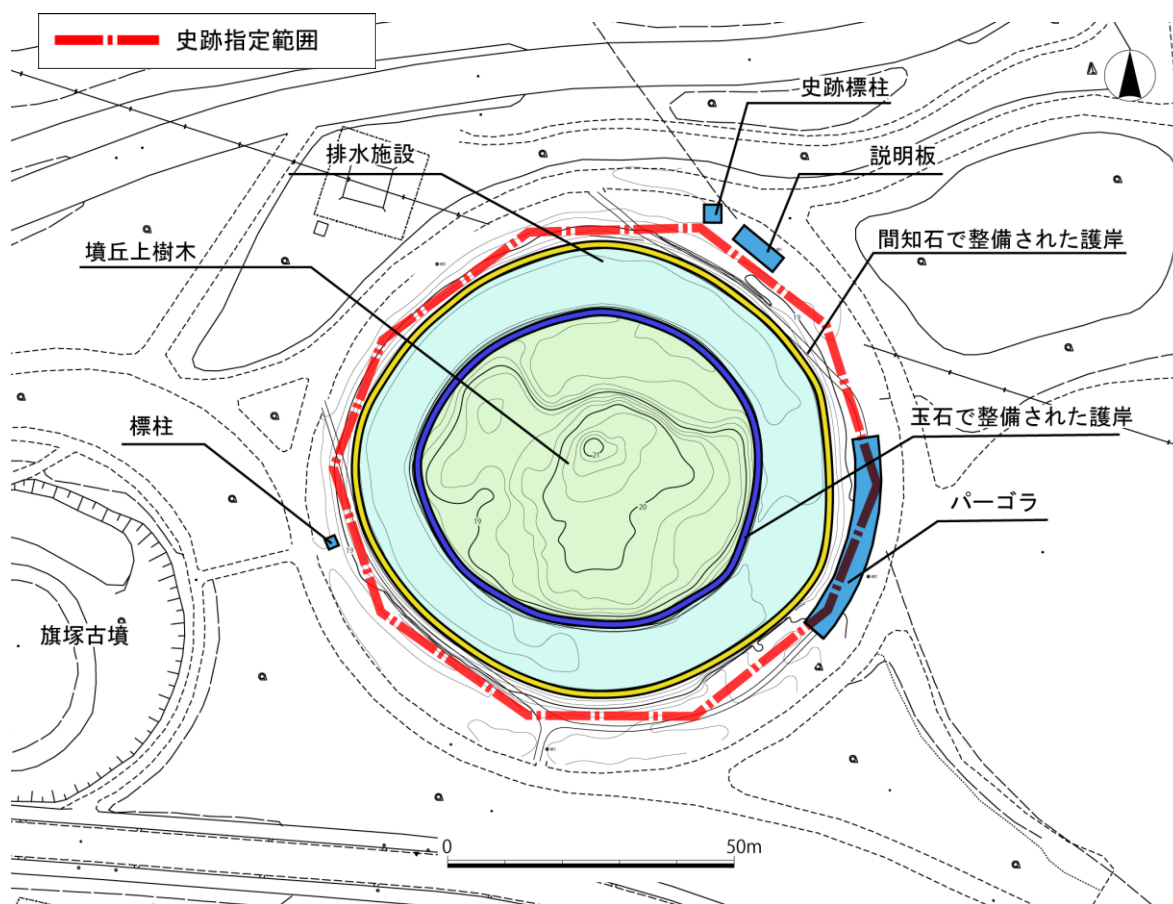


前方部端のスロープ

⑭グワショウ坊古墳 現状・課題

古墳は大仙公園内に位置する。一帯は昭和44年(1969)頃に公有化され、公園の一部として公園部局で管理が行われている。同古墳の西側には旗塚古墳が位置し、谷を挟んで北東側には、かつて鳶塚古墳・原山古墳が存在していた。本墳を含む七観音古墳・旗塚古墳一帯の約10haは都市緑化植物園とし樹林の編成を見る森林推移実験見本園、水生・湿生植物園として修景されていた。濠の周囲には園路が巡り、史跡の東端にはパーゴラが設置されている。墳丘上はシャシャンボやアラカシ、ササの群落が見られる。

都市公園としての整備が先行し、樹木が密生している。今後、保存活用之际、本来の史跡復元整備とそれを踏まえた適切な保存措置を実施するため関係部局との連携が必要である。



現状・課題



標柱



墳丘上の樹木



説明板と史跡標柱



間知石で整備された護岸



排水施設



パーゴラ

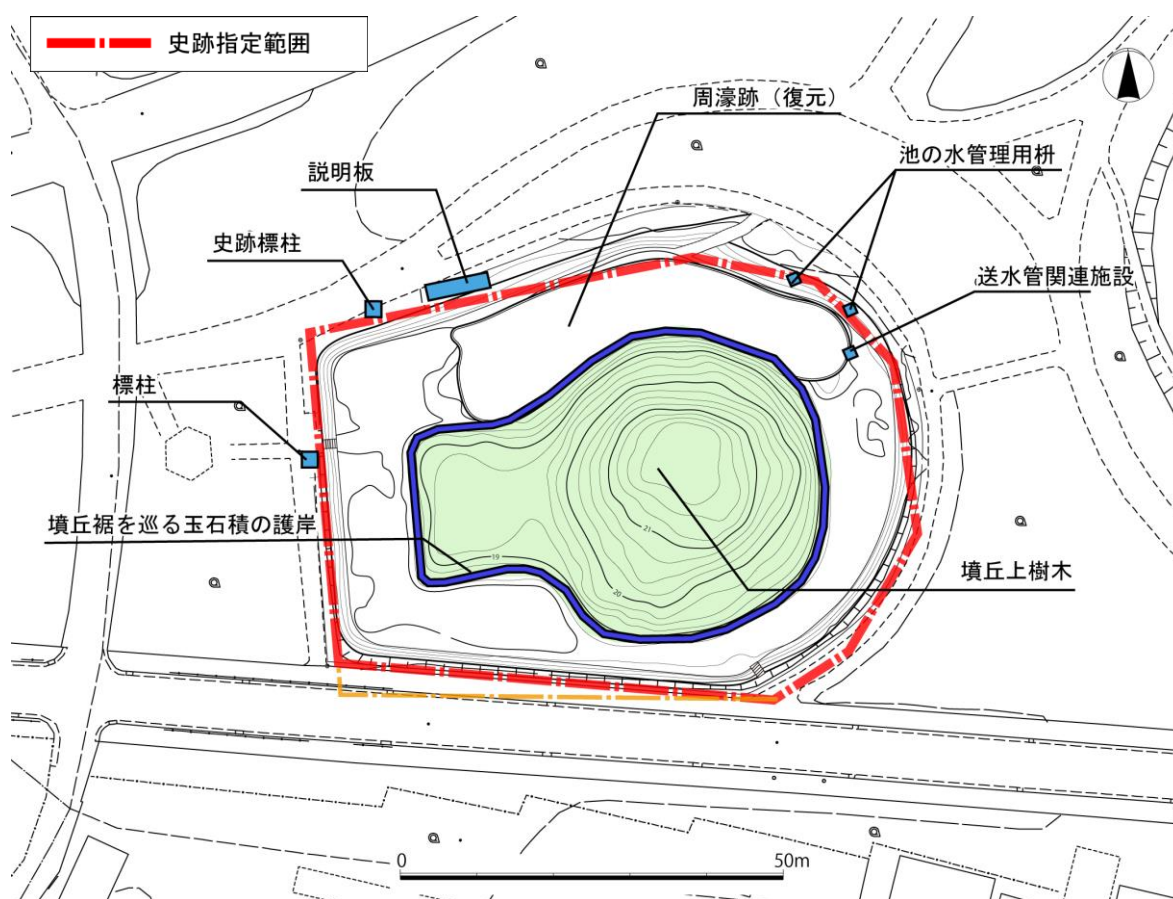
⑭グワシヨウ坊古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成28年	環境整備	墳丘上の除草と間伐

⑮旗塚古墳 現状・課題

大仙公園内に位置し、かつて大仙公園都市緑化植物園として位置づけられ、植物の自然の生態系を観察する森林推移実験見本園として修景されていた。大仙公園の一部として周囲を盛土で造成し、墳丘裾は玉石により整備されている。墳丘はアラカシやアベマキなどの樹木が見られる。南側の堤上に植栽された低木の除去や墳丘上樹木の間伐を実施し、墳形の視認が可能となった。周囲には盾形周濠に合わせた園路が巡っている。周濠として復元整備された北側の池の水のコントロールを目的に導水・取水施設を有する。

公園整備では古墳本来の遺構の位置や形状・仕様とは異なった整備となっている。旧計画に基づき整備されていた八つ橋の基礎の飛石状のコンクリートブロックを撤去するなど、古墳の顕在化に努めている。



現状・課題



墳丘上樹木と墳丘裾護岸



送水管に関連する施設



周濠に位置する池と排水施設



園路沿いに設置された説明板



標柱



史跡標柱



周濠の水管理のために設置された柵

⑮旗塚古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成28年	環境整備	墳丘上の除草と間伐

⑩寺山南山古墳 現状・課題

昭和 36 年（1961）頃に墳丘上に住宅が建設された際に、比高差 4m 以上は残存していた墳丘は削平を受け、約半分の墳丘高になった。現在、指定地周辺は大仙公園として開設されている。南側は当該公園の駐車場として整備され、履中天皇陵古墳の外周溝をブロックで明示している。古墳裾周囲には一部ネットフェンスが設置されている。墳丘上は樹木が見られるが、その大半はアカメガシワを中心とした落葉樹である。

樹木の繁茂や上記の墳丘の削平により古墳としての認識が困難で、見学施設の整備が必要である。



現状・課題



墳丘上樹木とネットフェンス



墳丘裾の用水路跡



史跡標柱



古墳としての認識が困難



史跡境界付近の柵



寺山南山古墳と履中天皇陵古墳
(ミサンザイ古墳)

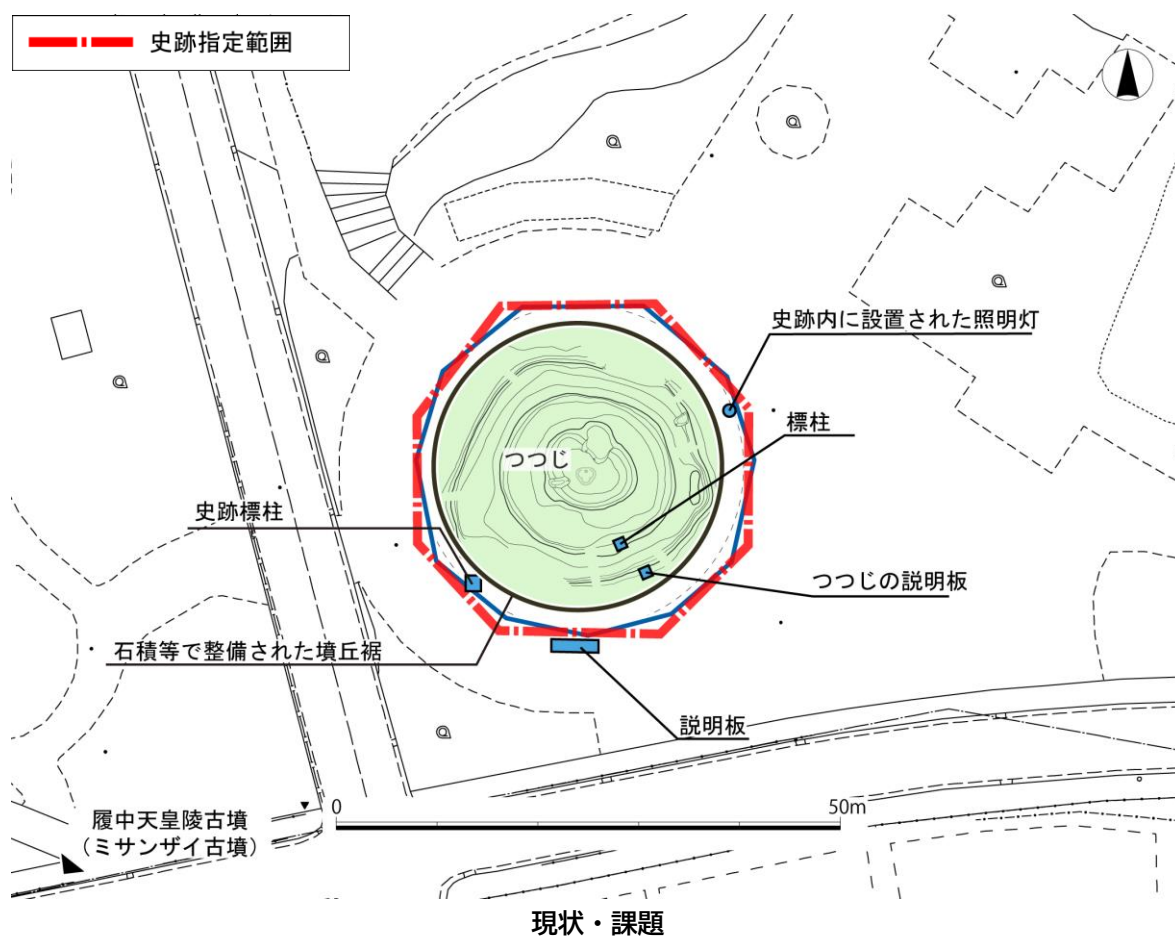
⑩寺山南山古墳 現状変更の履歴 (平成26年(2014)以降)

年度	内容	備考(詳細)
平成28年	発掘調査	調査区4か所設置、調査に支障となる樹木・竹伐採改修、敷地表面の不陸の整え
平成30年	環境整備	除草、樹木間伐

⑰七観音古墳 現状・課題

大仙公園として昭和 50 年度に公有化され、公園の一部として保存されている。公園整備により墳丘裾は石積で保護し、墳丘は遺構保護のための盛土造成後に一面につつじが植栽されている。ササ類が目立ち、標柱を覆い隠していたが、近年ササ類の適切な管理が行われている。

墳丘裾の土留石積や外側の縁石・皿型側溝と、墳丘の規模との相関関係が分かりづらい。





石積などで整備された墳丘裾



史跡内に設置された照明灯



標柱と植栽（ツツジ）の説明板



史跡標柱



説明板と墳丘の様子



七観音古墳から見た履中天皇陵古墳
(ミサンザイ古墳)

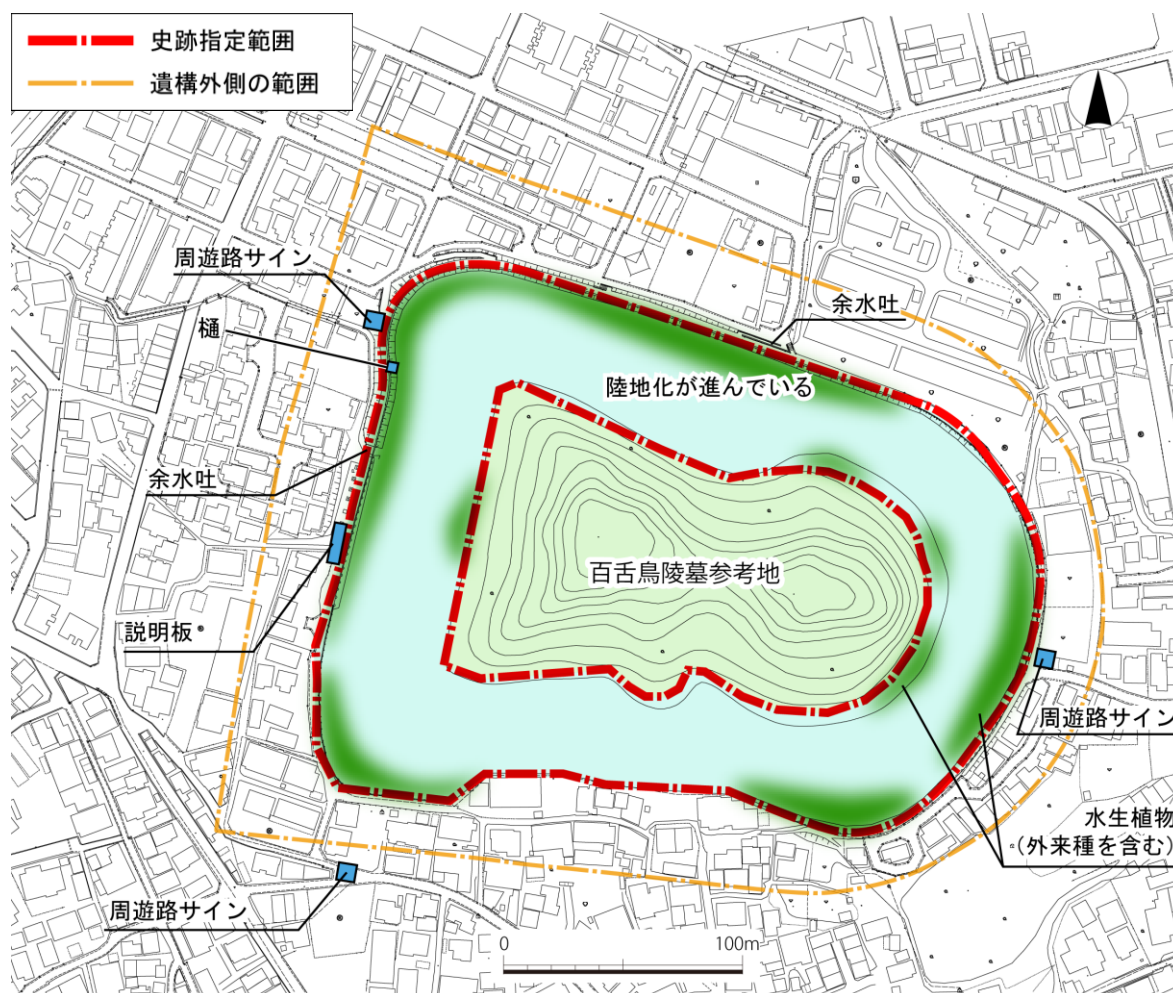
⑰七観音古墳 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成29年	説明板更新	既存説明板撤去

⑱御廟山古墳内濠 現状・課題

平成 26 年度に御廟池の波浪などで進行する墳丘の侵食や崩落への対策として、宮内庁が護岸整備工事を実施した。事前調査により遺構などの状況を確認した上で、墳丘裾部に碎石を詰めた布団かごを設置し、植生土嚢を積み上げるという工法による。碎石には葦石とは異なる石材を用い、峻別を可能とする配慮をしている。堤側の斜面はコンクリート製護岸や擁壁で囲まれる。堤上はアスファルト舗装の道路又はインターロッキング舗装による遊歩道が整備されている。御廟池と呼称する内濠は主に地元自治会が管理していたが、史跡指定を受けた後に公有化し、擁壁並びに濠の水量や植生などの管理は世界遺産課が行っている。内濠の水位管理にあたっては、既設の余水吐を切り下げ、恒常的な安全水位の維持を図っている。

維持管理の強化に努めることで墳丘を含め宮内庁と共に古墳の一体的な保全に取り組んでいる。近年、外来植物オオバナミズキンバイが定着し宮内庁と駆除に取り組んでいるものの、わずかな茎からでも簡単に増えるため、生態系への影響が懸念される。



現状・課題



説明板



切り下げた余水吐



排水施設



陸地化が進んでいる様子



外来種のオオハナミズキンバイ



周遊路とサイン

⑱御廟山古墳内濠 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
令和3年	余水吐切下	既設余水吐切下げ（幅1.3m、長さ12m、深さ最大0.6m）

⑱ニサンザイ古墳内濠 現状・課題

平成 30 年度に墳丘下段斜面は、内濠として呼称する御陵池の波浪などで進行する侵食や崩落への対策として、宮内庁が補強土壁工工法による法面保護工事を実施した。事前調査により遺構などの状況を確認した上で、墳丘裾斜面に割栗石を敷き詰め、斜面を安定させた後、斜面上段に吸出し防止マット、植生シートを設置し、良質土を充填している。

堤側の斜面はコンクリート製護岸や擁壁で囲まれる。堤上は後円部側の一部を除き、転落防止柵を巡らせ、アスファルト舗装の道路や遊歩道が整備されている。墳丘陵墓の管理用通路として後円部と堤の間に渡り土手が設置されている。

御陵池は昭和 51 年（1976）に公有化し、堺市が管理し公園部局が担当している。平成 28 年（2016）4 月 11 日、「ニサンザイ古墳周濠」として堺市指定史跡に指定し、さらに平成 31 年（2019）に国指定史跡となり、宮内庁管理の墳丘を含めた古墳の一体的な保全が図られている。



現状・課題



3か所に設置された説明板



排水施設



渡り土手

陸地化しつつある渡り土手付近

周遊路

⑱ニサンザイ古墳内濠 現状変更の履歴（平成26年(2014)以降）

年度	内容	備考（詳細）
平成28年	浚渫	渡り土手付近北側の浚渫 長さ12m、幅0.5m、深さ0.5m
平成29年	観測計設置	溜池防災減災用テレメーター観測施設

第5章 大綱・基本方針

第3章での史跡の本質的価値の整理と第4章での史跡の現状と課題の整理を踏まえ、史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、活用していくための大綱を以下のよう

に定める。

史跡百舌鳥古墳群の大綱

- ・ 史跡の本質的価値を確実に守り、後世に継承する
- ・ 史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する
- ・ 史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱を定め、適した保存管理の方針と方法を示す
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る
- ・ 調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む

(2) 活用の基本方針

- ・ 史跡を取り巻く自然環境や周辺に分布する歴史・文化資産と連携し、人々に親しまれるような多面的活用を推進する
- ・ 全ての世代や対象に対して、知的好奇心や学習ニーズを満たすことのできる活用を推進する

(3) 整備の基本方針

- ・ 史跡の本質的価値の構成要素を良好な状態で後世へと確実に継承するため、必要に応じて整備を推進する。
- ・ 学術的調査で得られた成果が実感できるような整備を段階的に行い、古墳の公開をめざす
- ・ 古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす

(4) 運営・体制の基本方針

- ・ 市内の連携体制や管理主体としての体制の充実・強化を図り、地域の人々とも協働・連携した維持管理をめざす
- ・ 世界遺産として登録された百舌鳥・古市古墳群において、その保存活用に取り組む関係団体や研究機関との連携を図る

第6章 保存管理

第1節 方向性

史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適正に保存し、次世代へ確実に継承するため、基本方針に基づき適切な保存管理を行い、隣接して連なる古墳や古墳群を群として意識できるように保存管理を行う。具体的には史跡を構成する古墳の諸要素を明確にした上で、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定める。所有者の意向を尊重しつつ公有化・追加指定に取り組み、周辺環境の保全に努める。なお、古墳ごとに異なる構成要素について、基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理と植生管理の項に示す。

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、継承をもって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。そのうち史跡はその場を所有し生活している住民が存在することも事実であり、その空間での住民生活もまた尊重されなければならない。したがって、史跡の現状に変更が生じる場合には文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。また、史跡の保護にあたっては、個々の史跡において歴史的経緯などの状況が異なるため、史跡ごとの条件に応じて対応する。

第2節 方法

本質的価値の保存にあたっては、下記のとおり適切に保存管理を行う。

- ・学術的調査を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素を把握してその保存を図る。
- ・指定地は、所有者の意向を尊重しながら順次公有化を進める。特に遺構・遺物が遺存する範囲は早期かつ優先的に公有化することをめざす。
- ・確実な保存管理を行うために、適切な整備・活用に関する方策を確立し、施策を進める。
- ・史跡に与える周辺開発など人為的な影響や台風・地震などの自然災害を想定し、保全方法を定める。
- ・関係諸機関・地域との連携を図り、中世から現代に付加された様々な利用形態などとの調和を図りつつ、史跡としての価値を維持する。
- ・現状変更などの取扱い基準に従って運営し保存管理を適切に行う。

(1) 具体的な保存管理の手法

ア 日常的な管理方法

指定地の保存管理は、現状では各所有者が適切に実施することを基本とする。指定地の大部分は堺市が所有し、日常的な維持管理は所管課によって行われている。地域の人々や関係部局と連携して一体的な維持管理の方策も検討し、文化財保護法に基づく管理団体をめざす。

保存管理の方法として、史跡指定地区と史跡指定に努める地区並びにその周辺地区に分け、個別の地区の状況に合わせた現状変更などの明確な取扱基準を設け、保全などの指針を示す。

イ 保存管理のための地区区分

個々の史跡において遺構の遺存状況や周辺環境が異なるため、将来にわたって統一的に保存管理することは難しく、古墳ごとの状況や条件に対応する必要がある。そこで地区区分を設定し、地区に応じた保存管理を実施するものとする。史跡を構成する各古墳では、指定地内を以下の2つの地区に区分し、それぞれ保存管理の方法及び現状変更の取扱基準を定め、住民生活との調整を図りつつ適切に保護を行う。

第1種地区：史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地区で、墳丘と周濠や外堤の公有地部分。

第2種地区：指定地内の遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、墳丘の主として民有地部分。

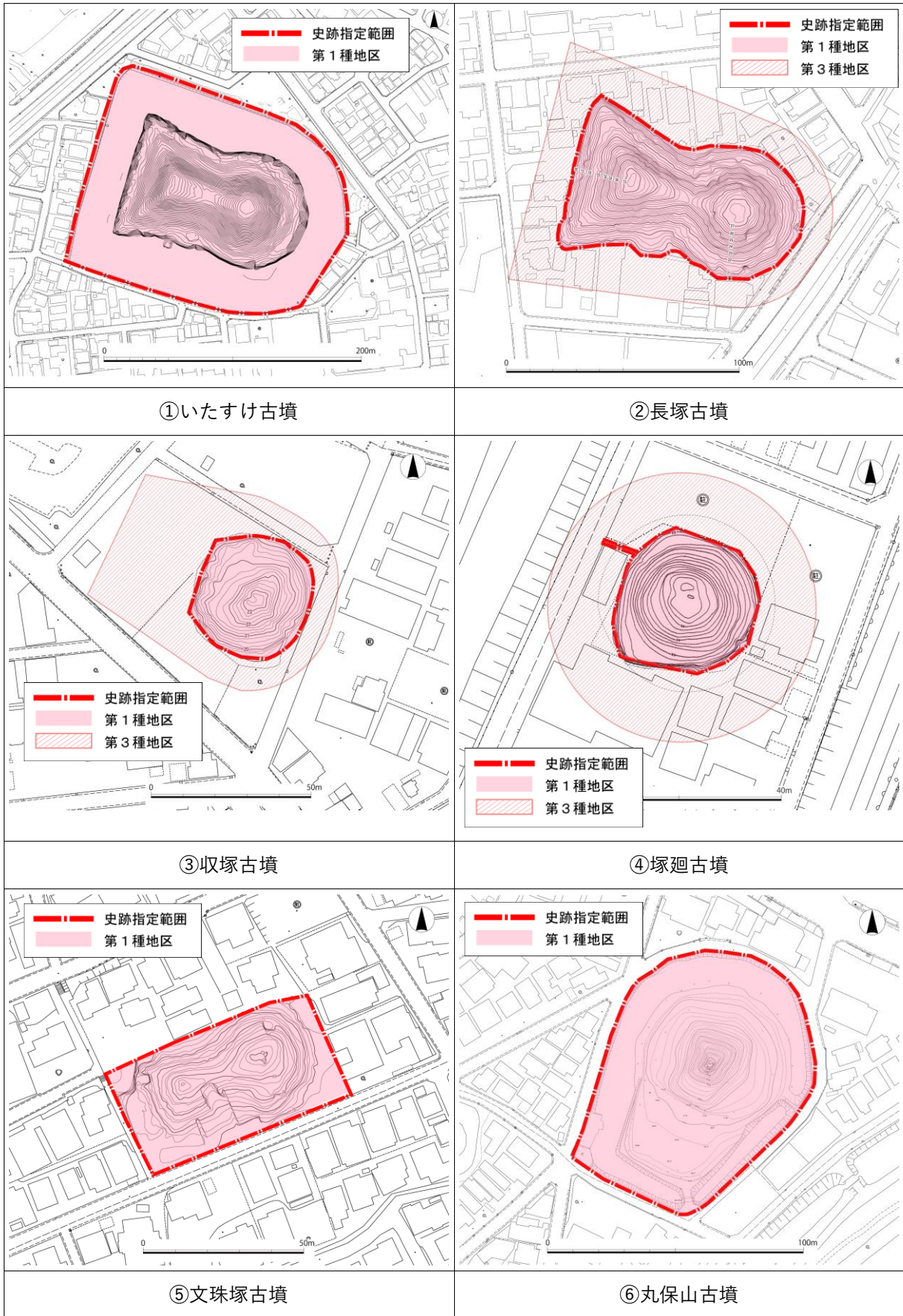
なお、将来的に所有者の同意を得て、公有化した際には第1種地区として取り扱う。

また、指定地の外側に当該古墳の墳丘や周濠などが広がる場合には、本来史跡と一体的な管理が必要であるため、新たに地区を設定する。

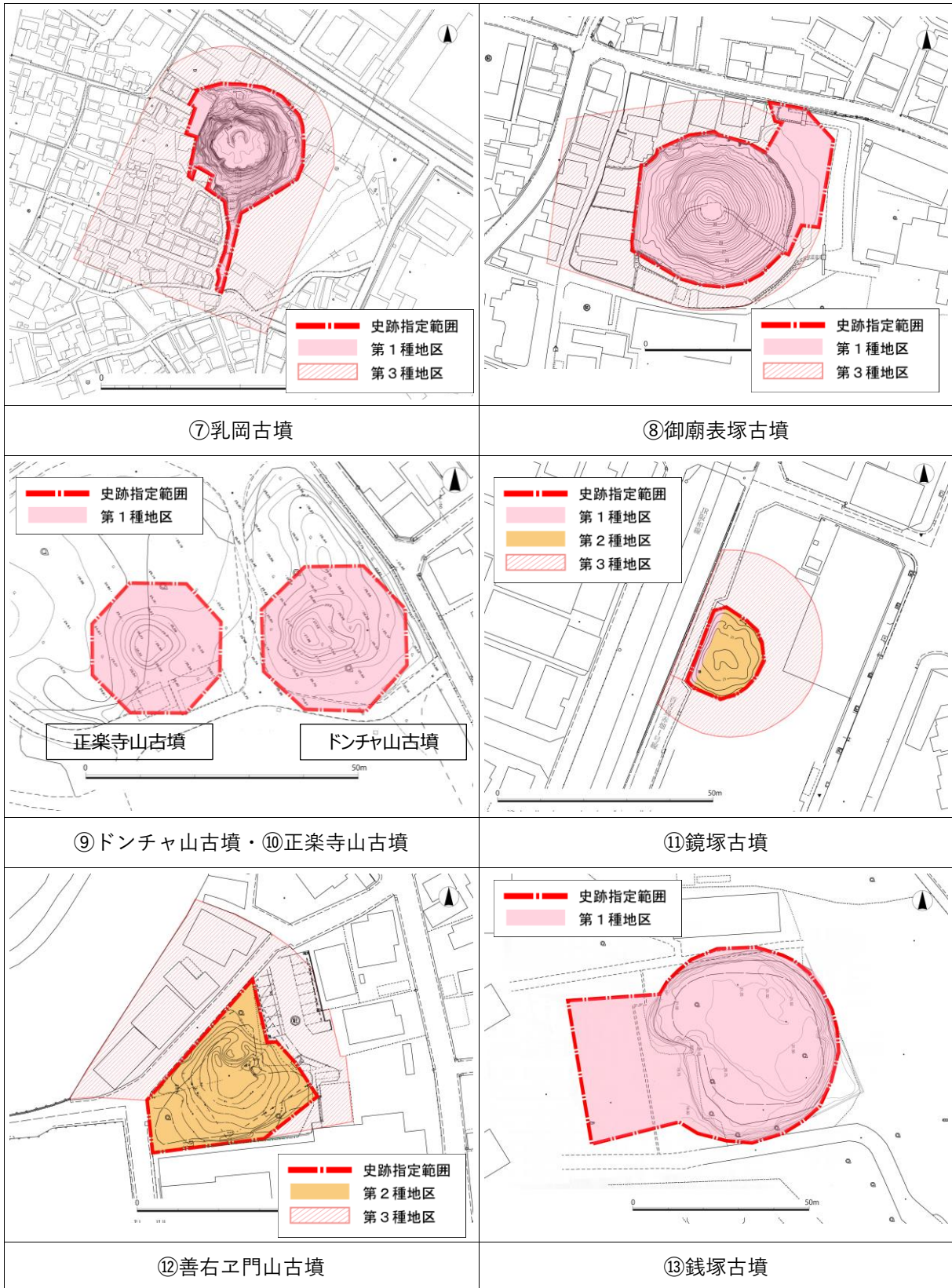
第3種地区：周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大などの措置により保存を検討する地区。今後、第3種地区の外側で、遺構の分布や保存状況などが判明した時点で周知の埋蔵文化財包蔵地と共に第3種地区の範囲拡大を図る。なお、鉄道などの施設で、史跡としての管理が困難な範囲については第3種地区から除外している。

善右エ門山古墳については、近接する史跡「いたすけ古墳」間の連続性を確保すると同時にいたすけ古墳に付随する古墳であることから、一体的に管理することを目的に、古墳の東側敷地といたすけ古墳の堤の部分第3種地区とする。

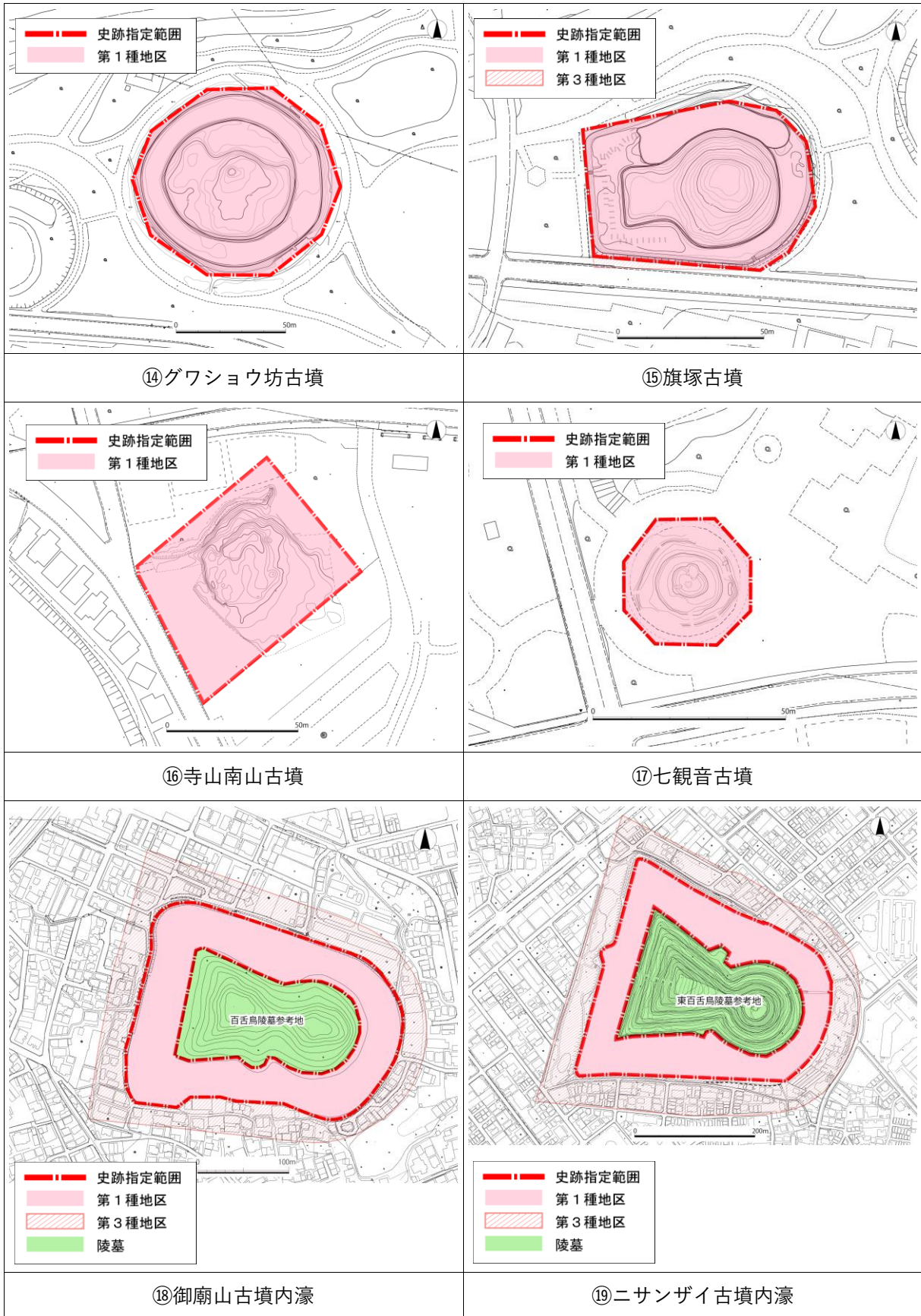
史跡範囲に接する公園や公園用地などの公有地については、古墳と連続した緑地や園地などの整備や活用を図るため、関係部局と連携・協議を行い、古墳の景観に配慮した保存活用に努める。



各古墳 地区区分図



各古墳 地区区分図



各古墳 地区区分図

ウ 地区ごとの保存管理

各古墳については基本方針に基づき特性に応じた適切な保存管理を行い、隣接する古墳や古墳群の群として意識できるよう保存管理を行う。植生管理は、指定地における維持管理の主要かつ重要な行為であるため、植生管理の方法を特記する。なお、古墳ごとに異なる構成要素のうち基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理の項に示す。

○地区ごとの基本的保存管理（一般事項）

		第1種地区	第2種地区
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、周濠、埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史的環境を構成する要素	石製塔婆、表門、生垣	
	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木 墳丘上地被類、史跡標柱、標柱、説明板、フェンス、門扉、注意看板、擁壁、護岸、縁石、土留めブロック、管理用通路、植生マット、防草シート、給排水施設	
	史跡とは関わらない諸要素	傾斜木・枯損木、竹林、植栽（墳丘保護、景観保全などに無関係な場合）、外来生物、園路、パーゴラ、照明灯配管、コンクリート構造物、擁壁（墳丘保護に無関係な場合）、資材、井戸、校区掲示板、物置、祠、照明灯、旧住宅ネットフェンス、ブロック塀	
保存管理の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を図るため、適切な保存管理を行い、史跡指定地の環境及び周辺と一体となった景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の意思を尊重しながら、史跡として適切な保存管理を行う。 ・公有地となった場合は、第1種地区に基づいた保存管理を行うものとする。 ・景観の向上に努める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・公開を前提とした保存管理を行う。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握した上で保存措置を講じる。 	
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根系などが、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡の保全を優先した対策を採る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根系などが、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡への影響を最小限に抑える。
		<ul style="list-style-type: none"> ・確実に史跡の本質的価値の保存を講じるため、保存管理対象地点の現地表面からの遺構面の検出高を事前に把握し、適正に実施する。 ・史跡がき損若しくは衰亡している場合には、調査成果などを踏まえて、適切な修理・復旧を行う。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災などの対策に当たっては、極力、地形の変更を避ける。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・柵や擁壁などの工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑え、かつ史跡としての環境及び景観に配慮した工法を採る。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存管理、活用のための施設の設置、改修にあたっては、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の助言を踏まえ、その必要性と設置場所を十分検討し、文化庁・大阪府の指導を得て実施する。また、史跡への影響を最小限に抑え、史跡としての環境及び景観に配慮した上で行う。 	

○植生管理（一般事項）

日常的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が繁茂し、墳丘の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定・刈込みを実施する。 ・草地では、高茎草本・つる植物・低木などが繁茂しないように、また、荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、適宜、刈取除草を実施する。 ・指定地の歴史にそぐわない植栽などについては、段階的に除去を行う。外来種については、蔓延しないように適宜除去する。 ・倒木が確認された場合には指定地の風致の保護や災害回避の観点から、指定地外へ搬出することを原則とする。 ・低木は適宜伐採を行う。
樹林管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林管理は、めざすべき姿を検討し計画的に実施する。 ・樹林の立木密度が過密であり、林床植生が未発達な場合には、計画的に樹林の込み具合に応じて一部の樹木の伐採を行う。（以下「間伐」という） ・林床の低木やササ類が繁茂する場合には、公開活用や景観保全の観点から、下草刈りを適宜実施する。 ・樹木の伐採、剪定により倒木や枯損木の発生を防止し、合わせて日当たりを改善し、下草の育成を助長する。 ・竹林は、根などの影響で遺構が損壊を受けると判断される場合には、遺構の保存を前提に伐採・伐根を検討する。それ以外は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。 ・樹木・竹などの伐採は、眺望や密度などを確認しながら、専門家の指導の下で実施する。
危険木の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし又は伐採を行う。 ・主幹が著しく傾斜し、転倒などで遺構に影響を及ぼす恐れがある樹木は伐採を行う。 ・落下の危険性が高いと判断される枝は、必要に応じて枝おろしを実施する。 ・表土の流亡が著しく、根系が露出している樹木は伐採を行う。 ・根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯損・腐朽した後には除去を行う。
伐採・剪定	<ul style="list-style-type: none"> ・高木は計画的に伐採し、萌芽更新により、安全な樹高を管理する。伐採後は下草育成を図るなど表土流出に留意する。 ・古墳群としての良好な眺望景観の創出や墳丘の視認化など、百舌鳥古墳群及び古墳の特性を活かした植生環境の実現のために、各古墳の植生調査の結果をもとに方針を定め、伐採・剪定など植生管理を実施する。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・修景や緑陰の確保、周辺の建築物や工作物の遮蔽、裸地の緑化などを目的として必要に応じて植栽を施す。 ・植栽にあたっては、遺構の保存に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮した上で、地域の気候風土に適合した在来種を用いる。

工 各古墳の保存管理・植生管理

		①いたすけ古墳 第1種地区 (市街地に立地、公園に隣接)	②長塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、周濠、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、地下に埋蔵されている遺構・遺物
諸要素 史跡の本質的価値を構成する要素以外の	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上地被類、史跡標柱、説明板(2)、周遊路サイン、ネットフェンス、門扉、周濠護岸、樋(2)、水生植物、給水施設	墳丘上樹木、蘚苔類、史跡標柱、標柱、ネットフェンス、門扉、植生土嚢
	史跡とは関わりがない諸要素	橋、校区掲示板	植栽、資材、コンクリート構造物
現状・課題		144・145頁	146・147頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の裾は周濠の水位変化による侵食などを確認し、洗掘が著しい場合には、墳丘裾部に適切な復旧・修理を行い、水位の調整を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。 ・周濠の水質管理を行うため、水質調査を継続的に行いつつ、調査成果に応じた対策を講じる。また、水の流入を促し循環を図る。 ・異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・周濠に残る橋脚は、古墳保存の経緯を示す象徴でもあり、当面は現状保存とする。風化や劣化が進行し公開に際して安全が確保できない場合や遺構の保存に影響を及ぼす可能性が生じた場合には、撤去も含めてその取扱について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握した上で、必要に応じて保存措置を講じる。 ・墳丘表土の流出を防ぎ遺構の保全を図る。あわせて史跡境界を明確にする。 ・遺構の保存に適さない資材・コンクリート構造物は撤去する。 ・コンクリート構造物で基礎を有するものは、遺構への影響を確認した上で撤去する。 ・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・竹の伐採や定期的な除草などにより、墳丘の視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・近接する住宅地と調和を取りつつ景観の保全を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・竹の伐採を継続することにより竹を駆除する。伐採後は植生変化に対応し、定期的な除草などにより墳丘の視認化を図る。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、墳丘への眺望の阻害にならないよう、管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。 ・表土の流出箇所は、植生マットを張るなど、下草の育成を促進する。 ・整備の際には、植栽の剪定、伐採を検討する。

		③収塚古墳 第1種地区 (公園に立地)	④塚廻古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、埋葬施設、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木・地被類、ササ類、史跡標柱	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱、説明板、土留めブロック、ネットフェンス、門扉
	史跡とは関わらない諸要素	コンクリートブロック擁壁	植栽
現状・課題		148・149頁	150・151頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートブロック擁壁で基礎を有するものは、地下遺構の有無を確認した上で撤去を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲から見ることでできない位置にある史跡標柱は、西側道路への移転による明示を検討する。 ・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 ・史跡境界を明確にし、適切な土地管理を行う。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯損木の発生を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・墳丘の樹木、ササ類を除去して、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 ・下草を適切に管理し、遺構の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 ・近接する住宅地と調和をとりつつ景観の保全を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、樹木の剪定、ササ類の除去を行うことで、墳丘の視認化を図る。 ・墳丘上の樹木及び地被類の適切な管理を行い、標柱などの明示を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。 ・表土の流出箇所は、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。 ・整備の際には、植栽の剪定、伐採を検討する

		⑤文珠塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)	⑥丸保山古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木、蘚苔類、史跡標柱(2)、説明板、ネットフェンス、門扉、植生マット、擁壁、雨水流水枡、筵敷	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱、説明板、ネットフェンス、門扉、管理用通路(2)、後円部管理用柵、排水施設、堤土留板
	史跡とは関わらない諸要素	削平跡	植栽、祠、傾斜木、コンクリート構造物
現状・課題		152・153頁	154・155頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 削平跡による陥没は、学術的調査の状況に応じ、盛土などにより適切に墳丘の復旧を行う。 墳丘と隣地民有地との比高差が大きい個所は、雨水などによる墳丘の崩落の危険を回避するよう、適切な保護措置を図る。 住宅と近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘後円部の管理を行っている宮内庁と連携を図り、史跡として適切に保存管理する。 史跡の周囲に道路が接するため、来訪者の安全確保を考慮した公開範囲や方法を検討する。 遺構の保存に適さないコンクリート構造物などは撤去する。 墳丘の裾は、周濠の水位変化などによる変形などを定期的に確認し、洗掘が著しい場合には、適切な復旧・修理を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。後円部は、宮内庁と調整協議する。 工作物などで、基礎を有するものについては、遺構への影響を確認した上で撤去する。 周濠の汚濁や異臭の原因となる、藻類や虫類の発生防止に努める。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 近接する住宅地と調和を取りつつ景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁と堺市が協議して、適切な維持管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 表土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮内庁が所管する樹木については、必要に応じ植生管理の協議を実施し、適正に管理する。 ヨシなどの水生植物は、古墳の視認化の阻害にならないよう定期的に除草する。 整備の際には、植栽の剪定、伐採を検討する。

		⑦乳岡古墳 第1種地区 (市街地に立地)	⑧御廟表塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、埴輪列、石棺、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、埋葬施設、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史的環境を構成する要素	石製塔婆(4基)	旧筒井家表門、生垣
	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱、説明板、ネットフェンス、門扉、擁壁、石棺保護モルタル、土留めブロック、防草シート	墳丘上樹木、史跡標柱、説明板、木柵、擁壁、防草シート、木製縁石(周遊路)、園路、注意看板、排水施設
	史跡とは関わらない諸要素	旧建物基礎、石製階段、井戸、塩ビ配管、電柱、植栽	傾斜木
現状・課題		156・157頁	158・159頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 指定地内にある指定文化財を含んだ石製塔婆などは、当面現状保存とし、適切な場所での保存が可能となった時点で移転など検討する。 工作物などで基礎を有するものは、遺構の有無を確認した上で撤去を図る。 指定地内に点在する公有化前に使用されていた井戸や配管などは、撤去を行う。 遺構の保存に適さない仮設物などは、撤去する。 墳丘の急傾斜地は、定期的に現況の把握を行い、変位が生じている場合は、保存のための措置について検討する。 指定地内に設置されている電柱やワイヤーは、史跡指定地外への移転を検討する。 周囲に住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘上にある既存の園路の丸太などは、保存整備の方向性を踏まえて再整備する。 墳丘については、学術的調査成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。 周濠は、学術的調査により範囲を確認した上で、遺構表示の方法を検討する。 墳丘の裾は周濠の水位変化による変形などを確認し、洗掘が著しい場合には適切な復旧・修理を行う。 周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 住宅と近接しているため、必要に応じ植栽や柵などによりプライバシーの確保に努める。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎ、遺構の保全を図る。 定期的な除草により墳丘の視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。 近接する住宅地と調和を取りつつ景観の保全を図る。

		⑦乳岡古墳 第1種地区 (市街地に立地)	⑧御廟表塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。 ・土砂流出防止のため急斜面にふきつけた地被類の生育状況を定期的に観察し、下草の育成を促進する。 ・古墳に適さない植栽などは伐採を行い、史跡としての良好な景観形成を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・侵食されている墳丘裾上の傾斜木のうち倒木や遺構に影響を及ぼす樹木は、伐採などを行う。 ・水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。

		⑨ドンチャ山古墳 第1種地区 (公園に立地)	⑩正楽寺山古墳 第1種地区 (公園に立地)
史跡の本質的価値を 構成する要素		墳丘、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、埋葬施設、周濠 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成 する要素以外の諸要素	史跡に密接 に関わる諸 要素	墳丘上樹木	墳丘上樹木・地被類
	史跡とは関 わらない諸 要素	園路、物置	園路、パーゴラ
現状・課題		160 頁	161 頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 公園施設（園路・物置）の移設や撤去などを検討する。 古墳の公開に際して、公開に必要な施設を設置するなど、公開の手法を検討する。 正楽寺山古墳と共に陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設（園路・パーゴラ）の移設や撤去などを検討する。 古墳の公開に際して、公開に必要な施設を設置するなど、公開手法を検討する。 ドンチャ山古墳と共に陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、併せて日当たりをよく改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 表土の流出箇所には、植生マットを設置するなどして、下草の育成を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 表土の流出箇所には、植生マットを設置するなどして、下草の育成を促進する。

		①鏡塚古墳 第1種地区・第2種地区 (市街地に立地)	②善右工門山古墳 第2種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を 構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成 する要素以外の諸要素	史跡に密 接に関わ る諸要素	墳丘上樹木・地被類、 史跡標柱、説明板、擁壁、縁石	墳丘上樹木、史跡標柱、説明板、 フェンス、擁壁
	史跡とは 関わらな い諸要素		
現状・課題		162・163頁	164頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設駐車場内に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。 ・史跡整備については、公有化以後に実施する。 ・公有化部分は、関係部局と連携して保存管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人養護施設敷地に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。 ・史跡整備については、公有化以後に実施する。
植生管理	基本方針	・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。	・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持・管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。
	方法	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生を防止する。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止する。

		⑬銭塚古墳 第1種地区 (学校敷地に立地)	⑭グワシヨウ坊古墳 第1種地区 (公園に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木、 擁壁（墳形復元）	墳丘上樹木・地被類、水生植物、 標柱、墳丘裾護岸、周濠護岸、 排水施設
	史跡とは関わらない諸要素	スロープ	公園施設（園路・パーゴラ）
現状・課題		165頁	166・167頁
保存管理の方法		・学校敷地にあり、施設に配慮した公開手法を検討する。	・公園施設（園路・パーゴラ）の移設や撤去などを検討する。 ・周濠の水質管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・旗塚古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植生管理	基本方針	・大阪府と堺市が連絡や調整して適切な維持・管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。	・墳丘の樹木や水生植物の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	・必要に応じ樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定、ササ類の除去を行うことで、倒木や枯損木の発生防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。

		⑮旗塚古墳 第1種地区 (公園に立地)	⑯寺山南山古墳 第1種地区 (公園に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、周濠、堤、造出し、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠兼履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）外周溝、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物
諸要素 史跡の本質的価値を構成する要素以外の	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木・地被類、水生植物標柱、墳丘裾護岸、池護岸、池、升、排水施設	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱
	史跡とは関わらない諸要素	公園施設（送水管関連施設）	旧宅ネットフェンス、ブロック塀、植栽、ネットフェンス、用水路跡、枡
現状・課題		168・169頁	170・171頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> 公園施設（送水管関連施設）の移設や撤去などを検討する。 グワショウ坊古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内に点在する、公有化前からのブロック塀などは撤去する。 撤去する構造物のうち、基礎を有するものには、遺構の有無を確認した上で撤去を図る。 七観音古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の樹木の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の樹木、ササ類、植栽の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ樹木や植栽の剪定や伐採、ササ類の除去を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。

		⑰七観音古墳 第1種地区 (公園に立地)	⑱御廟山古墳内濠 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	周濠、墳丘裾、墳丘裾葺石、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	史跡標柱、標柱、説明板、墳丘裾土留め石積、縁石、ツツジ	転落防止柵、周濠擁壁、樋、余水吐、水生植物
	史跡とは関わらない諸要素	照明灯	外来生物
現状・課題		172・173頁	174・175頁
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・復元、整備の際には、植栽の方法や樹種選定の見直しを行うなど、公開の手法を検討する。 ・寺山南山古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濠の水質・水位管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と協議や調整して適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除草により、墳丘などの視認化を図る。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園としてのつつじの植栽を尊重しつつ、整備の際には、植栽の方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物を除去し良好な環境を整える。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで眺望の阻害にならないよう管理する。

		⑲ニサンザイ古墳内濠 第1種地区(市街地に立地、公園に隣接)	
史跡の本質的価値を構成する要素		周濠、墳丘裾、墳丘裾葺石、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	周濠擁壁、樋、余水吐、水生生物、宮内庁管理用通路(渡り土手)	
	史跡とは関わらない諸要素		
現状・課題		176・177頁	
保存管理の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・近隣では史跡に良好な景観を形成する御陵山公園・にさんざい公園があり、関係部局と連携して一体的な修景を図る。 ・周濠の水質・水位管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類などの発生防止に努める。 	
植生管理	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と協議や調整して適切な維持、管理を行い、古墳の視認化を図る。 	
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで眺望の阻害にならないよう管理する。 	

(2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

①史跡の現状変更について

史跡指定地内において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法（以下「法」という）第125条に基づき、あらかじめ文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。また、法第184条第1項第2号の規定により、法第125条の行為のうち都道府県・市の教育委員会に許可及びその取消し並びに停止命令の権限が委譲されており、その範囲は文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

現状変更行為の取扱を円滑に行うため、取扱方針及び地区別と各古墳の扱い基準を以下のとおり定める。

②取扱方針

- ・原則として指定地内においては、史跡の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は現状変更を認めない。
- ・史跡の現状を変更する行為は、史跡の価値を損ねることなく実施しなければならない。
- ・この方針及び基準において現状変更を認める行為については、事業主体者は本市と協議を行った上で、国の許可を受けなければならない。
- ・現状変更に際しては、本市は必要に応じて国・府と協議し、指導・助言を得ながら適切に対応する。
- ・地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前に調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。
- ・規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえた上で、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会で、計画の検討を行うことが望ましい。

●行為の対象に関する取扱方針

史跡の調査や遺構の保護や修復、史跡の公開など保存・活用、並びに防災のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板などの建築物・工作物の整備（新築・新設、改修、撤去・移設など）、及び必要不可欠な防災・安全に関わる行為、建築物・工作物の設置を除き、原則として現状変更は認めない。

●行為の内容に関する取扱方針

史跡の本質的価値を構成する要素の保存と史跡の景観への配慮を原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

ただし、便益施設については、改修などの行為は遺構や景観に影響を及ぼさない配慮を行う

ことを条件として認める場合がある。また、整備に必要な園路や水道、電気などのインフラなどの設置についても同様の扱いとする。

現状変更などの許可を必要とする行為

根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	権限を有するもの
<p>●文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など <p>【上記「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条（次頁を参照）の規定に基づく</p>	<p>（申請先・許可者） 文化庁長官</p>
<p>●文化財保護法施行令第5条第4項</p> <p>イ. 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地下を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が120㎡以下のもの）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。</p> <p>ハ. 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>ニ. 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）</p> <p>ト. 木竹の伐採</p> <p>チ. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など</p>	<p>（申請先・許可者） 堺市</p>
<p>※ 土地の形質変更</p> <p>「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。</p> <p>「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用することであるが、ここでは山林の公園などへの変更が考えられる。</p>	

現状変更などの許可を必要としない行為（現状変更に該当しない行為）

区分	根拠法令などと行為の内容（抜粋・要約）
維持の措置	<p>●法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ・前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） <p>●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・き損等からの原状復旧 き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、その指定当時の原状に復するとき。 ・き損等の拡大を防止する応急措置 き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・除去（一部がき損し、かつ復旧が不可能） 一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	<p>●法第 125 条（第 1 項ただし書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※同上 （主として、指定地外での行為により、指定地に影響が及ぶ行為を指す。）</p>
届出	<p>※法第 127 条 <許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く

③地区別の現状変更取扱い基準（一般事項）

地区区分 現状変更など	第1種地区	第2種地区	特記事項
ア. 道路の改修、新設など	○公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは認める。1)		1) 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
イ. 公園施設・便益施設の改修・新設など	○史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは認める。2) ×新設は原則として認めない。		2) 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除去	×新築、増築、改築又は史跡指定地内における移転は、原則として認めない。 ○除去は認める。3)	×新築、増築、改築又は史跡指定地内における移転は、原則として認めない。 <u>○簡易な建築物の新設、増設、改修、移転は認める。4)</u> ○除去は認める。3)	3) 除去は、遺構に影響のないよう図った上で、認める。 4) 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」については、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認める。
エ. 工作物・土木構造物の設置・改修	○防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。5) △新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。		5) 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
オ. 地形の変更	×原則として認めない。6) 同左		6) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
カ. 木竹の伐採・抜根、植樹	×原則として認めない。7)		7) 墳丘などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類、遺構表示のための低木は認める。 枯損木や遺構に影響を及ぼす樹木、景観の阻害となる樹木の伐採及び更新は認める。 <u>周濠に植生し、景観の阻害、また生態系に悪影響を及ぼす恐れのある植物を除去するために必要な浚渫などの措置は地下遺構に影響のない範囲で認める。</u>
キ. 地下埋設物の設置・改修	○公共・公益上必要な地下埋設物は、 <u>認める。8)</u>		8) 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。
ク. 建築物・工作物などの色彩の変更	×原則として認めない。9)		9) 建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
ケ. 発掘調査及び保存整備	○遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。10) ○学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。11)		10) 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認める。 11) 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。

◆下線の項目において「市が権限を有する」で示す行為を行う場合は、市による現状変更の取扱い基準を適用する。

◆上記に従い、現状変更を認める場合は、下記のとおりとする。

- 1 現状変更に際しては、事前の発掘調査を実施（簡易な建築物は立会）し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。
- 2 現状変更を認める場合は、遺構面を損しないこと文化財としての価値及び景観を大きく損なわないことなどの条件を付する。

3 現状変更を認めない場合は、公有化などにより補償することができる。

④各古墳の現状変更取扱基準

次に示す古墳については、史跡を構成する諸要素や管理状況などを踏まえて、個別の現状変更の取扱基準を定めることとする。

各古墳の現状変更取扱基準

名 称	①いたすけ古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：186頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚などの基礎を有する建造物の撤去は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・遺構に影響を与える樹木などの撤去は、地下遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・墳丘裾部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・周濠の水質・水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持、保存管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	②長塚古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：186頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保護を図るための表層水や表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・木竹の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・既存のコンクリート建造物の撤去は認める。 ・史跡の維持、保存管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	③収塚古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：187頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎を有するコンクリート建造物などの撤去は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	④塚廻古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：187頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める 	

名 称	⑤文珠塚古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：188頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の崩落の危険を回避する処置は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑥丸保山古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：188頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・墳丘裾部や周濠肩部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑦乳岡古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：189・190頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱の移設や、井戸や配管などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・石棺保護モルタルや土留めブロックの修復は認める。 ・急傾斜をなしている墳丘斜面の崩落を回避する処置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・石製塔婆の移転は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑧御廟表塚古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：189・190頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・墳丘裾部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑨ドンチャ山古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：191頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、園路の撤去や移転は遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑩正楽寺山古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：191頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の伐採は、地下遺構に影響がなく周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑪鏡塚古墳	地区区分：第1種地区 第2種地区、 保存管理の方法：192頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑫善右エ門山古墳	地区区分：第2種地区、 保存管理の方法：192頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑬銭塚古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構復元や遺構の保存にかかわる、工作物や土木構造物の除去、改修は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

名 称	⑭グワシヨウ坊古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転、公園施設の改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は、認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 	
名 称	⑮旗塚古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：194頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認めるものとする。 	
名 称	⑯寺山南山古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：194頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、既設の工作物や土木構造物、公園残土の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は、認める。 	
名 称	⑰七観音古墳	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：195頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の移設や改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・植栽の更新は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 	
名 称	⑱御廟山古墳内濠	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：195頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周濠の水質・水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・水生植物の除去や濠底の浚渫は、遺構の影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	
名 称	⑲ニサンザイ古墳内濠	地区区分：第1種地区、 保存管理の方法：195頁
現状変更の 取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周濠の水質水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・水生植物の除去や濠底の浚渫は、遺構の影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・渡り土手の改修は遺構に影響のない範囲で認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 	

(3) 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存管理の具体的手法

指定地は法第 125 条による史跡の現状変更などの制限により確実に保全される。指定地だけでなく周辺も含めた良好な環境を維持するため、指定地外の周辺環境も百舌鳥古墳群の景観を意識しつつ一体的な保全に努める。

周辺環境の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については、隣接する古墳を見通すことができる範囲を対象とする。

周辺環境の一体的な保全については、都市計画法・景観法・都市公園法・屋外広告物法などの法令などに基づく規制により一体的な保全を図る。史跡の周辺環境に影響を及ぼす事業については、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会に諮った上で、百舌鳥古墳群の群としての一体性を図り、周辺環境の保全に努める。

また、指定地外において第 3 種地区や史跡と同等の価値を有する遺構が存在する範囲については、指定地と一体で保護することが望ましいため、将来的に調査研究を進め必要に応じて追加指定・公有化を検討する。

特に第 3 種地区に共通する考え方については、①古墳周辺の環境保全（一般事項）として示す。さらに、各古墳の保全方針及び古墳ごとに異なる構成要素について、一般事項に加えて保全を図る必要がある事項は、②各古墳周辺の環境保全の項に示す。

①古墳周辺の環境保全（一般事項）

史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素	環境保全の方針	環境保全の方法
墳丘 外濠 外堤 近接する古墳・遺跡 公園施設（園路、展望台、駐車場、トイレなど 便益施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な調査研究により遺構の状況を把握し、必要に応じ指定拡大など保存措置を講じる。 ・古墳は周濠や外堤、近接する古墳も含めた群として指定地周辺の環境を構成するものであり、地形や遺構の保存を通して歴史的環境の保全に努める。 ・史跡指定地となった場合は該当する地区区分に基づいた保存管理を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地などは、史跡と一体となった歴史的環境及び景観として調和を図っていくものとする。 ・古墳の眺望点及び古墳の全景や背景として、建物の高さや色調に配慮した保全を図る。 ・周濠や外堤は、掘削による遺構面の削平などが生じないように、各種法令に基づいて適切な保全を図る。

②各古墳周辺の環境保全

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
① いたすけ古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され保存 が図られている。	【外提】 道路、住宅地、いたすけ 公園である。	【善右工門山古墳】 住宅と道路を挟んで立地して いる。 【東上野芝遺跡】 南方に広がり、住宅地であ る。	生活の場であることを尊重しつ つ、善右工門山古墳と一体化し た良好な歴史的景観形成を目標 とする。	関係部局との連携を図りながら、 いたすけ公園を視点場の中心とし て歴史的景観の保全に努める。 善右工門山古墳と一体化した空間 として修景を図る。
② 長塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠】 道路、駐車場、住宅地で ある。	【孫太夫山古墳・収塚古墳・ 原山古墳跡・鶯塚古墳跡・茂 右衛門山古墳跡・狐塚古墳 跡】 大仙公園内にあり、住宅と道 路を挟んで立地している。原 山古墳跡・鶯塚古墳跡は盛土 造成により復元している。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目標 とする。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、歴史的景観の保全に 努める。
③ 収塚古墳	【墳丘（後円部）】 史跡に指定され保存 が図られている。	【墳丘（前方部）・周濠】 大仙公園内あるいは予定 地で、墳丘前方部と周濠 は公園整備により範囲を 明示している。東側の周 濠は、道路、住宅地であ る。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・ 孫太夫山古墳・長塚古墳】 大仙公園内・計画地に立地し、 仁徳天皇陵古墳への眺望は良 い。	生活の場であることを尊重しつ つ、前方部、周濠の史跡指定を 進める。 大仙公園整備と連携を図りなが ら、良好な歴史的景観形成を目標 とする。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への 見通しや、同古墳に付随する孫太 夫山古墳への眺望に配慮した植生 管理などを行う。
④ 塚廻古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠】 道路、駐車場、住宅地で ある。道路には周濠の範 囲を色違い舗装で明示し ている。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 道路を挟んで立地している。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目標 とする。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への 見通しや眺望に配慮した植生管理 などを行う。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑤ 文珠塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	史跡外は、住宅地、道路 である。	【履中天皇陵古墳（ミサンザ イ古墳）】 履中天皇陵古墳（ミサンザイ 古墳）への眺望ができる。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目 指す。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の眺望に配慮した植生管理な どを行う。
⑥ 丸保山古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され保存 が図られている。	史跡外は、住宅地、道路 である。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 道路と住宅地を挟んで立地し ている。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目 指す。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の眺 望に配慮した樹林管理などを行 う。
⑦ 乳岡古墳	【墳丘の一部】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠・墳丘の一部】 道路、駐車場、住宅地で ある。		将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目 指す。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、歴史的景観の保全に 努める。
⑧ 御廟表塚古墳	【墳丘・周濠の一部】 史跡に指定され保存 が図られている。	【墳丘（前方部）・周濠の 一部】 道路、駐車場、住宅地で ある。	【国登録文化財筒井家住宅、 府指定百舌鳥のクス】 駐車場を挟んで立地してい る。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目 指す。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、西高野街道や府天然 記念物百舌鳥のくすと調和した歴 史的景観の保全に努める。
⑨ シンチャ山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、履南 中央公園で保存が図 られている。	史跡外も履南中央公園 で、公園周辺は道路、住 宅地である。	【正楽寺山古墳】 西方に近接する。周辺は旧状 を残す。 【土師遺跡】 履南中央公園を含む東西南方 に広がる。住宅地・学校があ る。	履南中央公園との調和を図りな がら、良好な歴史的景観形成を 目指す。	関係部局との連携を図りながら、 近接する正楽寺山古墳と並ぶ空間 を修景し歴史的景観の保全に努め る。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑩ 正栗寺山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、陵南中央公園で保存が図られている。	史跡外も陵南中央公園で、周辺は道路、住宅地である。	【ドンチャヤ山古墳】 東方に近接する。周辺は旧状を残す。 【土師遺跡】 陵南中央公園を含む、東西南方に広がる。住宅地・学校がある。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成を目指す。	関係部局との連携を図りながら、近接するドンチャヤ山古墳と並ぶ空間を修景し歴史的景観の保全に努める。
⑪ 鏡塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され、商業施設の駐車場で保存が図られている。	【周濠・墳丘の一部】 道路、駐車場、線路である。	【塚廻古墳、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 宅を挟んで立地している。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成を目指す。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑫ 善右子門山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、老人ホームの緑地として保存が図られている。	【墳丘一部】 道路である。	【いたすけ古墳】 いたすけ古墳との景観が道路、住宅地で分断されている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成を目指す。	いたすけ古墳と一体化した空間として修景を図る。
⑬ 銭塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され、学校敷地内で保存が図られている。	史跡外も学校敷地である。		学校教育の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成を目指す。	学校と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑭ グワシヨウ坊古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も大仙公園内で、 園路が巡っている。	【旗塚古墳】 東方に近接し、園路を挟んで 立地している。	大仙公園との調和を図りなが ら、良好な歴史的景観形成を目 指す。	関係部局との連携を図りながら、 旗塚古墳と並ぶ空間を修景し、歴 史的景観の保全に努める。
⑮ 旗塚古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	【堤】 史跡外も大仙公園で、園 路が南側を除き巡ってい る。南側は、道路であ る。	【グワシヨウ坊古墳】 西方に近接し、園路を挟んで 立地している。	大仙公園との調和を図りなが ら、良好な歴史的景観形成を目 指す。	関係部局との連携を図りながら、 グワシヨウ坊古墳と並ぶ空間を修 景し、歴史的景観の保全に努め る。
⑯ 寺山南山古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も、西側を除き大 仙公園予定地で、西側は 道路である。	【履中天皇陵古墳（ミサンザ イ古墳）・七観音古墳・七観 音山古墳跡】 両古墳の間には道路があり、 分断されている。七観音古墳 跡は復元整備で展望台として 活用されている。	履中天皇陵古墳（ミサン ザイ古墳）の外濠・外堤と、七 観音古墳までを一体的に保全す る。大仙公園整備と連携を図り ながら、良好な歴史的景観形成 を目指す。	関係部局との連携を図りながら、 七観音古墳と視覚的に連続した見 通しや、七観音山古墳跡展望台から の眺望に配慮した保全を図る。
⑰ 七観音古墳	【墳丘】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も、大仙公園内で ある。	【履中天皇陵古墳（ミサンザイ 古墳）・寺山南山古墳・七観音 山古墳跡】 両古墳の間には道路があり、 分断されている。七観音古墳 跡は復元整備で展望台として 活用されている。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の外濠・外堤とその付属す る古墳の寺山南山古墳までを一 体的に保全する。大仙公園との 調和を図りながら、良好な歴史 的景観形成を目指す。	関係部局との連携を図りながら、 寺山南山古墳と視覚的に連続した 見通しや七観音山古墳跡展望台から の眺望に配慮した保全を図る。

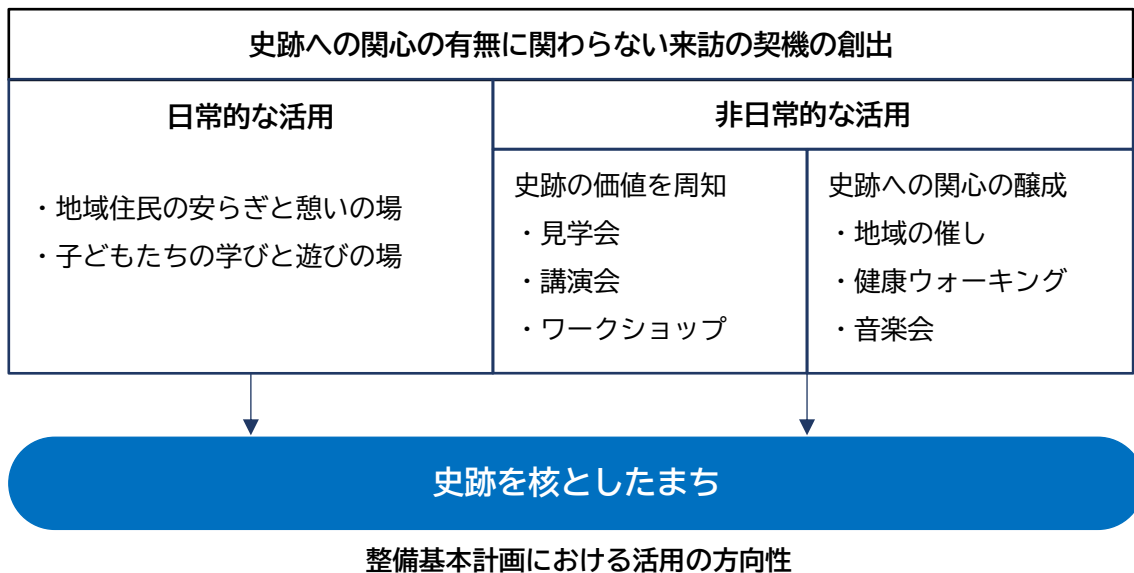
番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑱ 御廟山古墳内濠	<p>【周濠・墳丘裾】 史跡に指定され、保 存が図られている。</p>	<p>【外濠・内堤】 周遊路、道路、住宅地 がある。周遊路上、前方部 側に説明板を設置してい る。 【墳丘】 宮内庁が管理している。</p>	<p>【万代山古墳】 後円部側北方に住宅・道路を 挟んで立地している。 【カトロボ山古墳跡】 東方の住宅地にある。 【重要文化財高林家住宅】 【百舌鳥八幡宮】 東方に住宅、道路を挟んで立 地している。 【百舌鳥本町遺跡】 西方にあり、住宅地にある。</p>	<p>生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目 指す。</p>	<p>住宅地と調和を取りつつ、古墳の 視認化を図り、歴史的景観の保全 に努める。</p>
⑲ ニサンザイ古墳内濠	<p>【周濠・墳丘裾】 史跡に指定され、保 存が図られている。</p>	<p>【外濠・内堤】 周遊路、道路、住宅地、 墓地、公園である。周遊 路に計3基の説明板、前 方部側に四阿を設置して いる。 【墳丘】 宮内庁が管理している。</p>		<p>生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成を目 指す。</p>	<p>関係部局との連携を図りながら、 古墳の視認化を図り、御陵山公園 を視点場を中心として歴史的景観 の保全に努める。</p>

第7章 活用

第1節 方向性

活用の方向性については、整備基本計画（第1期）に示す方向性を踏まえつつ、次のとおり方向性を定める。

史跡の価値をより適確に把握するために、必要な調査研究を継続する。市民をはじめ多くの来訪者に史跡の価値を広く伝えるため、デジタル技術など、様々な手法による情報発信を行う。さらに、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産として広く知られている利点を活かし、周辺の歴史文化資源と共に積極的な活用を図る。活用にあたっては、市民との協働や関係機関と連携を図り、実施する。



第2節 方法

(1) 調査研究における活用

史跡の価値を的確に把握するため、発掘調査や歴史資料調査、自然調査など様々な調査を進める。また、百舌鳥古墳群だけでなく周辺遺跡の調査も重要であり、各古墳の周辺地域の歴史や古墳が守られてきた歴史を解明する調査にも取り組む。これらの調査は大学などの研究機関との連携により推進することも重要である。発掘調査を実施した際には、現地説明会を実施し、百舌鳥古墳群に対する理解や関心を高める機会とする。

調査成果は調査報告書やパンフレットなどの紙媒体のほか、博物館や百舌鳥古墳群ビジターセンターにおける展示、ホームページをはじめとするICT（情報通信技術）を活用した多様な媒体により積極的に公開していく。他地域の博物館などへの資料貸出や連携事業などにより、広域的に百舌鳥古墳群の価値が伝わる取組を実施する。

(2) 学校教育における活用

史跡を次世代へ継承していくため、子どもたちが地域の歴史・文化を学び、郷土を愛する心を育むことが重要である。学校教育の需要を把握しながら学びの場で活用しやすい資料を提供する。使用教材・副読本などは、調査研究の成果に照らしながら適宜更新する。また、学校に出向いた出前講座などにより「子ども堺学」の充実を図り、史跡に対する理解を深める取組を推進する。

学校教育との連携だけでなく、自然観察会や写生会など低学年の子どもでも参加できるイベントを企画し、史跡が身近な遊びと学びの場となるよう取り組む。

(3) 生涯学習における活用

百舌鳥古墳群を活用した学習機会が幅広い世代に拡充されるよう、考古学的な解説を主とする講演会の開催や市民講座への協力だけでなく、ウォークラリーや自然観察会など異なる視点から古墳にアプローチするような取組を進める。

また、堺市博物館・百舌鳥古墳群ビジターセンターでは、体験学習プログラムを充実させ、必要に応じた常設展示の更新などにより利用の促進を図る。また、学芸員による解説や映像などの積極的な活用により百舌鳥古墳群の価値を発信する。

(4) 地域・観光振興における活用

ア、地域振興における活用

百舌鳥古墳群は、地域の文化財や自然・文化・産業などが一体となった本市特有の地域資源の一つであるため、百舌鳥古墳群とその他の地域資源を結び付けることで様々なストーリーを展開し、地域の活性化を図る。

史跡は地域住民だけでなく多くの来訪者の交流拠点であるため、史跡を活用したイベントを開催するほか、史跡周辺で実施される百舌鳥古墳群を活かしたイベントの開催や情報発信など史跡を核とした地域活性化の取組を支援する。

イ、観光における活用

百舌鳥古墳群の多くの古墳が所在する大仙公園は、本市の「堺観光戦略」において古代の堺を体感できるエリアとして重点エリアに位置付けられ、来訪者の周遊促進の取組が進められている。これらの取組を推進するため、観光部局や観光コンベンション協会などと連携しながら、様々な観光イベントに参加し、史跡の価値や特色と共に史跡へのアクセスなどの観光客にとって有益な情報を発信する。

百舌鳥古墳群の案内を支える観光ボランティアガイドには、調査成果など適宜情報を提供し、ガイド活動の向上を図る。また、ボランティアの学びの意欲に応え、生涯学習に資することをめざす。

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産として、国内外に広く情報を発信し、広域観光のネットワークに有益な資源として活用を図る。また、世界遺産であることも踏まえ、多言語解説にも積極的に取り組む。

史跡が広範囲に点在するため、周遊にはレンタサイクルを活用する。レンタサイクルで周辺の歴史文化資源への周遊も促し、史跡を核とした堺の魅力を伝え、再来訪意欲を高める。なお、レンタサイクル以外の有効な移動補助手段については今後も検討を継続する。

(5) ガイダンス機能における活用

堺市博物館は百舌鳥古墳群の本格的な学習の場、百舌鳥古墳群ビジターセンターは入門的な学習の場として、両施設をガイダンスのための施設と共に本市の観光ネットワークの中核として位置づけ、施設の特質に応じた役割により効果的な情報発信に努める。

史跡に対する理解をより深めることをめざし、必要に応じて展示内容などを更新しながら、両施設の機能の強化と連携による相互利用促進に取り組む。

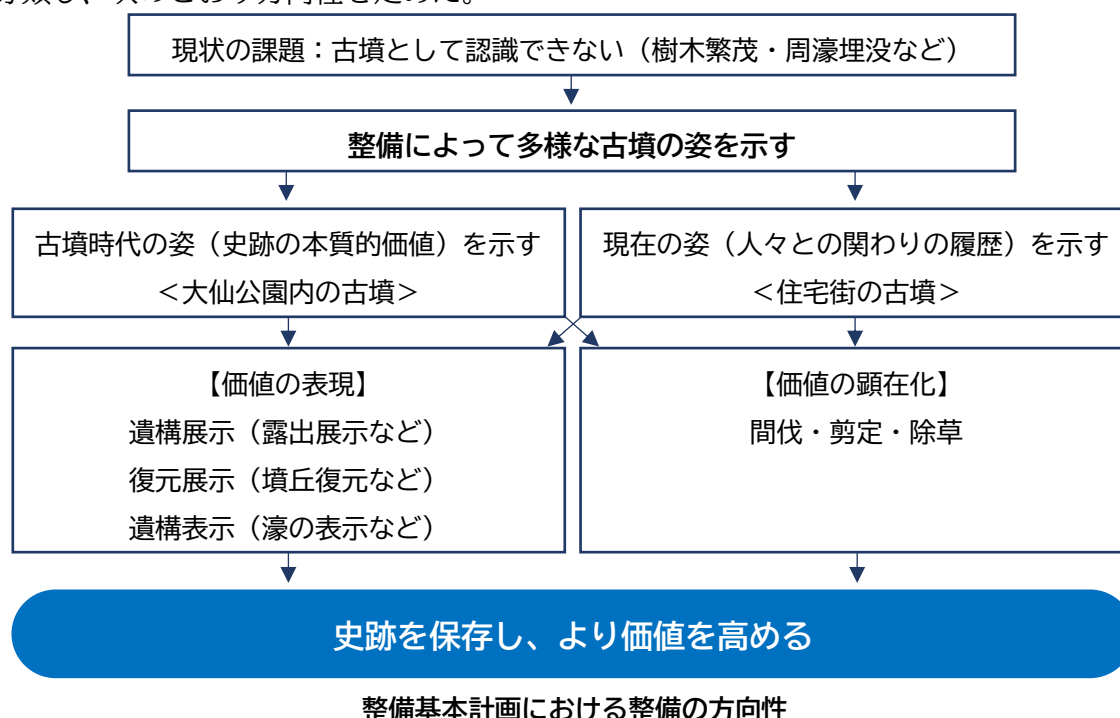
第8章 整備

第1節 方向性

史跡百舌鳥古墳群の整備事業は、平成30年（2018）に策定した整備基本計画に基づき、取り組んでいる。令和4年度に整備基本計画の第1期が終了する。平成31年（2019）4月、法改正により、文化財を活用しながら保存する方向へ、文化財の総合的な保存活用の推進が求められることになった。さらに、令和元年（2019）の世界遺産登録時に整備に関して追加的勧告がなされた。本計画は整備基本計画の方向性を踏まえた上で、こうした情勢の変化に対応するため、整備の方向性を定める。

(1) 整備基本計画における整備の方向性

史跡百舌鳥古墳群は複数の古墳で構成されるため、群として統一された方針で整備を進めつつも画一的ではなく、「個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、百舌鳥古墳群の価値を高めていくことが重要である」とし、具体的には大仙公園内の古墳と住宅街に点在する古墳に分類し、次のとおり方向性を定めた。



なお、整備は墳丘の崩落などの緊急性がある場合を除いては、学術調査・研究成果の蓄積、公有地化や追加指定の進捗などを勘案した長期的な取組となるため、具体的な方法などについては、整備基本計画において検討を行う。

地域内外の多様な世代の人々が百舌鳥古墳群の価値と特色を体感し、学べるよう、堺市史跡百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の指導及び助言を受け、国・府等の関係機関と連携しながら

ら計画的に取り組む。

また、既に公園整備などで実施された整備のうち、墳丘裾の玉石垣など、発掘調査成果や学術的根拠に符合せず古墳の景観としてふさわしくない構造物については、撤去を含めた景観の改善を図る。

(2) 保存のための整備の方向性

本質的価値を構成する墳丘や地下遺構の遺存状態を確認し、墳丘のき損防止や修復などの保存対策を緊急度の高いものから計画的に行う。同様に台風や地震による倒木や集中豪雨時の墳丘表土の流出や濠水の溢水を防ぐための防災整備も実施する。これらの整備は、史跡の本質的価値を確実に保存した上で実施する。

(3) 活用のための施設整備の方向性

史跡を多くの来訪者の交流拠点として活用すべく、史跡の本質的価値を分かりやすく伝え、体感できるような整備を実施する。全ての来訪者が百舌鳥古墳群を安全に見学できるよう、各種便益施設を整備し、効果的な動線設定を行う。また、案内・解説施設の整備やICTを活用した情報発信に努める。

活用整備は史跡内だけでなく、史跡周辺も含めて検討する。なお、整備にあたっては、史跡の本質的価値が損なわれることなく、史跡としてふさわしい景観を考慮して実施する。

(4) 世界遺産の構成資産の整備

世界遺産登録時の決議において、整備について次のような勧告がなされた。

- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。
- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

(第43回世界遺産委員会世界遺産委員会決議：43COM 8B.18 追加的勧告抜粋)

勧告を踏まえ、構成資産の整備に関しては、顕著な普遍的価値の完全性と真実性を確実に担保し、「世界遺産百舌鳥・古市古墳群遺産影響評価マニュアル」に基づき、整備基本計画策定時に遺産影響評価（HIA）を実施する。

第2節 方法

(1) 保存のための整備

保存のための整備とは、史跡の本質的価値を確実に保存するために必要な整備を指す。

主な整備として、経年変化などによる盛土の流出や災害などによって生じたき損等に対して、進行を抑止する保護・修復のほか、墳丘上の危険木の伐採など、樹木を適切に管理することによる防災対策や維持管理に必要な施設の設置が挙げられる。

なお、整備にあたっては、史跡の価値とそれを構成する要素に負の影響を与えない工法などを用い、規模・色彩・形態・意匠により古墳群を含む景観に配慮した整備とする。また、各古墳の特性や現状に応じて行い、地域住民の生活との共存を図る。

以下、本史跡において、主として取り組む保存整備について記載する。

ア. 墳丘や地下遺構などの整備

削平を受けている古墳については、現状の保全を行いつつ発掘調査により遺構の状況を確認した上で、保存及び防災対策を実施する。また、周濠を持つ古墳については、本来の周濠の形状を確認した上で、水位の調整により、波浪による墳丘裾への侵食や水質の悪化を防ぐ。また、著しく墳丘裾が侵食される場合は、水質とのバランスを取りながら護岸工事や水位の引下げを検討する。さらに、水質悪化の原因の一つである滞留を解消するため、井戸などの給水施設を設置し、水の循環を促す。

イ. 災害復旧・防災整備

史跡内において、台風や地震などの自然災害によるき損が生じた場合、速やかに被害状況を把握した上で被害拡大の防止措置を行い、可能な限り早期の復旧を行う。

防災整備については整備基本計画において適宜実施としており、危険木伐採などを進める。また近年、大雨による被害が多発していることから、排水施設が整っていない古墳については、雨水排水対策の計画並びに整備を優先的に実施する必要がある。なお、雨水処理に伴う必要最小限の造成は水勾配の確保と墳丘表土の流出防止のためにも重要である。側溝や排水管などの強制排水設備については、雨水の流れや遺構の保存状況に十分配慮した上で、必要最小限の範囲で効果的に配置する。

また、大仙公園及びその周辺は広域避難地に指定されており、大震災等で万が一延焼火災が発生した場合、多くの市民の避難地となる。その際、大仙公園及びその周辺の古墳の対応についても検討する。

ウ. 植生の管理

古墳ごとに異なる遺構状況や歴史・景観を踏まえた上で植生を適切に管理する。明らかに墳丘・地下遺構などを損なう恐れのある枯損木・傾斜木・高木等の危険木や竹林については、伐

採・繁殖防止・樹種転換などを進める。また、墳丘が際立つように樹林密度を調整する。

植栽は、雨水による墳丘の侵食の防止など遺構や法面の保護や良好な修景を図るなど活用に資する場合など十分検討した上で、遺構に影響を与えない最小限の範囲とする。植栽樹は、在来種で、地被類・低木などで根が地中深くに入り込まない樹木を基本とする。

エ. 定期的な観察

史跡の維持管理の一環として、百舌鳥古墳群古墳管理台帳「古墳カルテ」をもとに各古墳の定期的な観察を行い、経年変化などの把握に努め、必要に応じて予防措置を行う。早急な対応が必要となるき損が確認された場合は、適切な応急措置（復旧及び修理）を行う。

オ. 維持管理施設等の整備

史跡の維持管理や運営のため、その体制と併せて、用具・備品の倉庫などの整備、又はそれらの保管場所の確保を図る。

(2) 活用のための整備

活用のための整備には、来訪者に史跡の本質的価値を伝え、理解を深めるために行うもので、主に環境基盤整備や遺構復元・表示など、公開・活用に係る施設などの設置がある。

整備にあたっては、現状の土地利用との調整を図りつつ現地の公開を行い、全ての来訪者が史跡百舌鳥古墳群を安心・安全かつ快適に見学できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

以下、整備基本計画策定後に完了した各古墳の説明板や周遊路サイン、ガイドンス施設整備を除く整備について、整備基本計画に基づき記載する。

ア. 遺構表現

史跡の本質的価値を視覚化するため、必要に応じて立体的な復元や平面的な遺構表示を検討する。遺構表現は発掘調査の成果に基づき、遺構の保護を図った上で、来訪者が史跡の価値や魅力を的確に理解できるポイントを定め、効果的かつ安全な見学動線を設定して行う。

イ. 動線計画 見学・周遊ルート

動線は①百舌鳥古墳群への誘導、②百舌鳥古墳群内の誘導、③各古墳史跡内の見学の3つのルートに分け設定している。来訪者への学びや周遊のネットワークの一部として、更に利便性を考慮したもてなしの充実に取り組む。また、動線上にある案内板や誘導標識には誰に対しても分かりやすい表現を考慮し、ICTを活用した情報提供の充実を図る。案内表示板・パンフレットなどやICTを活用した情報提供においては、ピクトグラムや外国語対応を検討するなど適切なデザイン・大きさのサインの効果的な配置などを行う。

古墳の見せ方や見学動線を前提として、大人数に対応して案内・説明できる場の設置や来訪者の（時間的・身体的・運動能力的）都合に見合う選択的見学順路の設定など、様々なニーズに対応し得る園路・広場・案内板・道標などの公開活用施設の整備を検討する。また、来訪者の安全を確保するため、手すり・転落防止柵及びスロープなどを必要に応じて整備する。なお、素材及び色調は周辺の景観と調和の取れたものとなるよう配慮する。

ウ. 視点場

大仙公園内の古墳については、説明板や園内の休憩所・園路からの眺望を確保し、群としての古墳の連続性が感じられるよう植生を適切に管理する。百舌鳥古墳群全体の眺望場としては、堺市役所 21 階展望ロビーや現在整備中のガス気球を活用する。なお、視点場などの整備並びに植生管理にあたっては、遺構の保存や防災に留意し、周辺の景観と調和の取れたものとなるよう配慮する。

エ. 説明板など

各古墳には、これまでの調査成果を反映した説明板を設置している。更新にあたっては、ユニバーサルデザインを意識し、最新の情報を分かりやすく表示する。解説ではこれまで古墳を守ってきた地域や人との関わりを記載し、先人たちが史跡を守ってきた歴史を語り継ぐことによって、将来にわたり保存し、継承することを広く伝える。百舌鳥古墳群全体の説明板をはじめ各遺構の説明板などは、立体的な表示などにより本質的価値を効果的に伝えることができるよう工夫する。

また、個々の古墳の説明板や博物館で古墳を学ぶだけでなく、古墳の近くで古墳築造を体験できるような解説施設の設置を検討する。古墳の築造過程を示す模型や古墳に用いられた石材、築造に用いられた道具の材料の展示に触れることにより、古墳に対する理解を深めることをめざす。

オ. 便益施設

地域住民や市民の憩い・交流の場として、また来訪者が安全かつ快適に史跡の見学を行えるよう便益施設を整備する。その中で、本質的価値及び景観を阻害、又は老朽化しているトイレなどの便益施設については、必要に応じて撤去・改修などを検討する。改修・新設については、指定地外かつ追加指定が想定される第3種地区の場所を避けて設置する。やむを得ず設置する場合は、遺構に影響を与えず、景観に配慮し、眺望の妨げにならないよう意匠・材質などを検討して、必要最小限の規模とする。また施設は、高齢者や身障者などに十分配慮した整備を実施する。

(3) 整備手順

ア. 保存管理・暫定公開

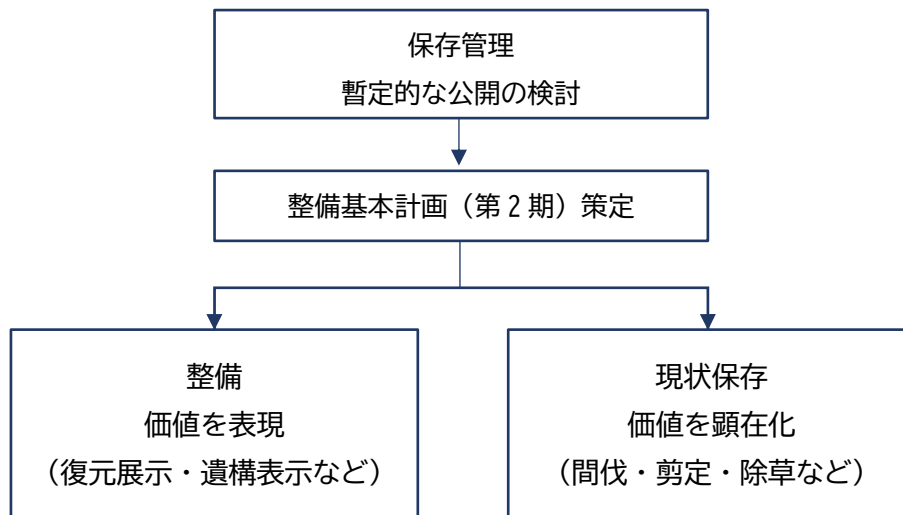
史跡を保存管理しつつ、本整備までの間は文化財特別公開への参加など、暫定的な公開を検討する。公開に際しては可能な限り公開の支障となる構造物や樹木を除去し、遺構保存と安全対策を図った上で実施する。

イ. 整備基本計画（第2期）の策定

整備基本計画において整備対象古墳や整備方針・手法・スケジュールなどを検討する。整備手法については発掘調査成果（*）に基づき検討するものとする。

ウ. 現状保存・整備

計画に基づき、築造時の姿の提示をめざす古墳については、復元展示や遺構表示など遺構を表現する整備を行う。樹木に覆われた現状を維持する古墳については、間伐や除草により墳丘を際立たせる整備を行う。



※整備のための範囲確認等発掘調査

史跡整備に伴い、遺構・遺物の深度や分布状態などを確認する必要がある場合は、専門家及び国・府と十分な協議を経た上で発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては、必要最低限の面積に留め、適切な遺跡の保存を図る。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡の保存活用の充実を図り、持続可能なものとするためには、行政内や行政間の連携に加え、様々な人々の協力が不可欠である。

庁内では世界遺産課が中心となり、保存活用に必要な専門職員や予算を確保し、関係部局と連携を強化するなど体制整備を行う。また、有識者で構成する堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の助言・指導、文化庁や大阪府教育庁の指導・協議のもと、史跡の保存活用に取り組む。また、世界遺産百舌鳥・古市古墳群として、古市古墳群と一つの世界遺産であることから、羽曳野市・藤井寺市との連携も重要である。

行政機関のみならず、地域住民や多様な機関の理解や協力は不可欠である。次世代へと確実に受け継ぐ体制の強化や人材育成の方法を検討し、一体的な保存活用を進めていく。

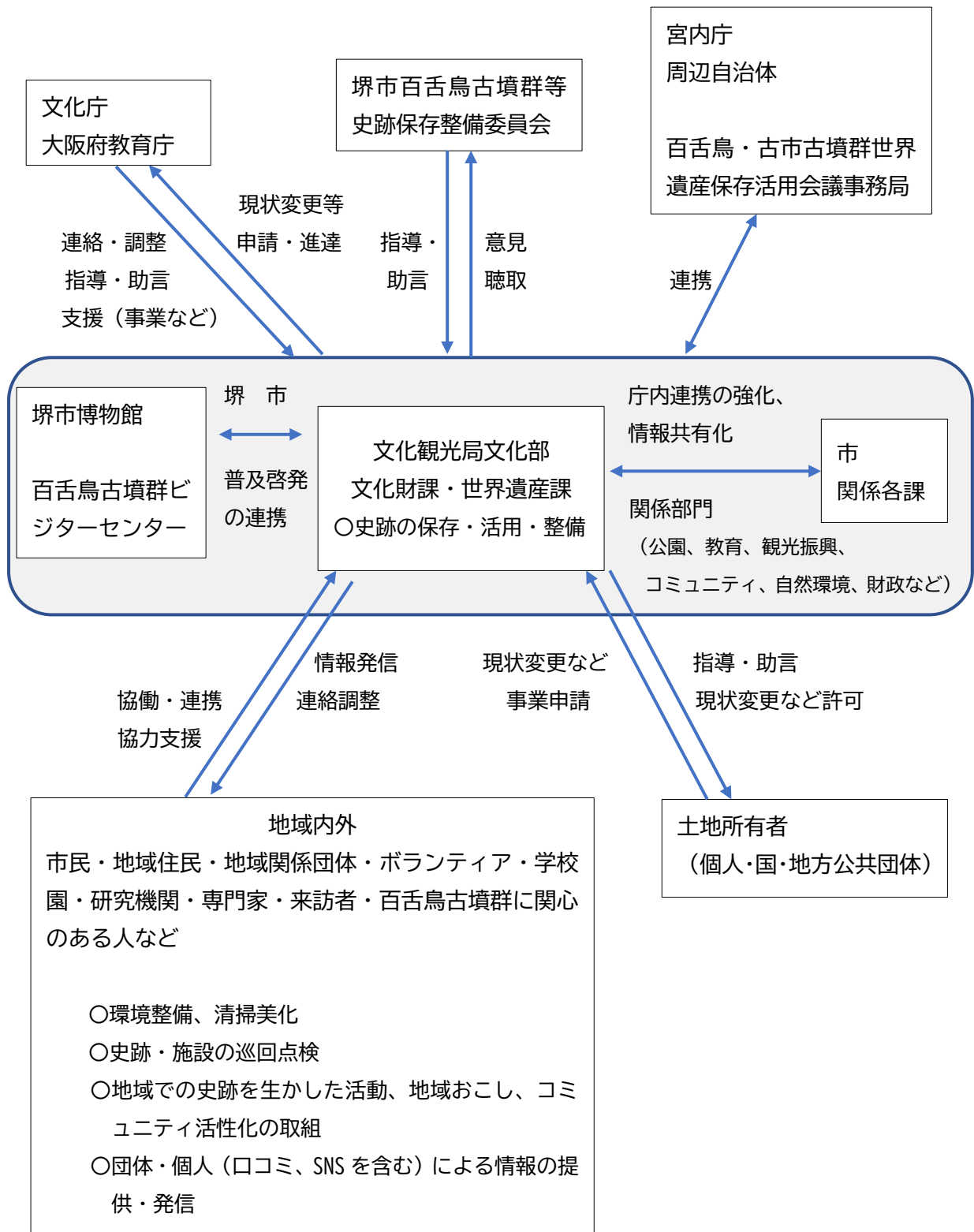
第2節 方法

百舌鳥古墳群の保存活用については、これまで堺市、主に文化財担当によって行われてきた。しかし、史跡を将来にわたり良好な状態で保存活用するには、市民の史跡に対する理解や現在まで守り伝えてきたという誇りが大切であり、市民や地域団体と連携した史跡を活用するネットワークの構築が必要である。また、国・府との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得るなど史跡の保存活用の支援確保に努める必要がある。

保存管理をはじめ活用・整備にあたっては、一体的に取り組むことが重要である。一体的な取組により、史跡の保存活用がより適切に行われ、市民の史跡への愛着心が育まれ、来訪者へのきめ細かな対応が可能となる。市民が多様な形で史跡と結び付き、史跡を通して地域に誇りを持つことができるよう学校教育や生涯学習、健康増進事業を担当する関係部局と連携を図り、史跡の適切な保存管理・活用・整備を進めていく。

百舌鳥古墳群に関わる調査・研究、及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるため、研究機関や専門家の協力を得られるように組織的・人的ネットワークを強化する。また、来訪者や地域住民が百舌鳥古墳群について知る機会を充実させるため、堺市博物館・百舌鳥古墳群ビジターセンター・図書館などの市の施設との連携強化を図る。また、地域住民が中心となった百舌鳥古墳群を活かした行事などの支援を強化する。そのために文化財担当、堺市博物館をはじめとする関係機関や地域活動団体などの連絡及び連携・協力体制の強化を図る。

百舌鳥古墳群をはじめ周辺の百舌鳥古墳群関連資源の価値や魅力などの情報を広く発信しながら、市民はもとより百舌鳥古墳群や古代史などに関心のある人々を含め、百舌鳥古墳群の保存活用を応援する人的ネットワークの強化や人材の育成に努める。



第10章 施策の実施計画の策定・実施

保存管理並びに活用・整備の事業の実施にあたっては、旧計画での段階的な取組、整備基本計画での短期・中期・長期の区分による取組を示した。本計画の改定は、整備基本計画（第1期）の短期が終了する段階であり、その取組状況を踏まえた上で、今後の取組について改めて短期と中・長期に分けて整理する。

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度の10か年としている。このうち前半の5か年を短期とし取り組む。その後のおおむね5か年を中期とし、短期での取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、改めて優先順位を検討し、着実な実施をめざす。なお、中期から短期への取組の前倒しなどには状況に合わせて柔軟に対応する。

本計画の計画期間以降は長期とし、短期・中期における保存・活用・整備などの取組・成果を検証する。その時点での整備の状況や新たな課題、社会情勢などを踏まえて、取組の内容や期間を検討し、必要に応じて本計画を改定する。なお改定にあたっては、文化庁・大阪府文化財所管課による指導、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会などによる助言を踏まえつつ行う。

第1節 短期・中期計画

追加指定や公有化については、必要に応じて進め、所有者の意向を尊重し理解と協力を得て取り組む。活用については、史跡の価値の解明のための調査を継続して実施し、調査成果に基づく暫定的な公開に取り組む。また、学校教育や生涯学習、地域における活用は現状をより充実させていく。整備は現在進めている御廟表塚古墳の環境整備事業など整備基本計画（第1期）に基づいて進める。整備基本計画については、第1期計画の計画期間が終了するため、本計画策定後、第2期計画の策定に取り組む。管理・運営体制は関連団体などとの連携は引き続き行い、研修などを通じてその充実を図る。

第2節 長期計画

長期では基本的には短期・中期計画で実施している事業を継続するが、それまでの取組成果を検証し、その時点での現状（保存管理・活用・整備状況）や新たな課題などを踏まえて、取組の内容や期間を検討し、計画に位置づけている取組についての優先順位を検討し、着実な実施をめざす。整備については、整備基本計画に基づき未整備の古墳や追加指定を行った古墳から着手する。また、整備済みの古墳については経年劣化した施設などの再整備も検討していく。

長期の取組では、保存管理面では、整備事業で設置した施設などの保存管理が新たに必要になる。また活用面では、調査研究を継続して進めていく中で新たな調査成果を盛り込んだ活用を行うことが想定される。したがって案内・解説施設や各古墳の説明板は、調査成果を反映し、必要に応じて更新を行う。また、総合案内板は百舌鳥古墳群周遊の玄関口である JR 阪和線百舌鳥駅の駅前広場整備時に合わせて設置する。

実施計画総括表

項目		短期 (令和5年度(2023) ~令和9年度(2027))	中期 (令和10年度(2028) ~令和14年度(2032))	長期 (令和15年度(2033)~)	
保存活用計画	計画の策定・改訂 令和5年3月策定	→	→ 継続実行 →	→ 策定	
		本計画に基づいて事業実施、見直し			
保存管理	維持管理点検	→	→ 継続実施 →	→	
		本計画に基づく日常的・定期的な維持管理、災害時の点検、応急措置			
	調査	→	→ 継続実施 →	→	
		未整備・未指定の発掘調査、植生管理に関する調査・研究、総合調査、公開			
	追加指定史跡外	→	→必要に応じて実施→	→	
	公有化史跡内	→	→必要に応じて実施→	→	
現状変更	→	→ 継続実施 →	→		
	本計画に基づく厳密な運用・コントロール				
活用	学校教育における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→	
	生涯学習における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→	
	地域における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→	
	観光振興における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→	
	大学・研究機関などとの連携の推進	→	→ 継続実施 →	→	
	情報発信の充実	→	→ 継続実施 →	→	
整備計画	整備基本計画などの策定 H30年(2020)策定	→ 第2期計画策定 →	→	→	
		見直し検討 策定準備			
整備	保存のための整備	墳丘保存整備	→	→必要に応じて実施→	→
			崖面・崩落防止対策・再整備		
		復旧・防災整備	→	→必要に応じて実施→	→
			災害時の復旧・雨水処理施設などの整備、応急措置		
		植生整備	→	→必要に応じて実施→	→
	危険(古枯)木、竹林の伐採など				
	定期的観察	→	→ 継続実施 →	→	
		古墳カルテの作成 カルテに沿った観察			
	活用のための整備	古墳復元整備 (墳丘復元など)	御廟表 実施設計→着工 塚古墳 (R4年3月→R5年)	→ 継続実施 →	→
			調査成果に基づき適宜実施・再整備		
史跡周辺施設整備		→	→ 継続協議 →	→	
		史跡近隣公園整備・再整備(大仙公園・いたすけ公園・陵南中央公園)			
保存管理施設	→	→ 継続実施 →	→		
	説明板の更新(調査成果に応じた更新・適宜)、史跡標柱石(追加指定時)				
運営・体制の整備	管理体制の充実	→	→ 継続実施 →	→	
		管理団体の指定			
	ボランティア体制の充実	→	→ 継続実施 →	→	
		研修などの実施			
地域住民との連携強化	→	→ 継続実施 →	→		
行政の関連部局・関係団体との連携強化	→	→ 継続実施 →	→		

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域活動団体などの参加・協力を得ながら、持続的に保存管理に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要である。また、百舌鳥古墳群の保存活用は、世界遺産課だけでなく、学校教育・生涯学習・コミュニティ（市民活動）・観光振興・都市整備なども関係することが想定でき、そのための連携体制の充実も求められる。さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、中長期的な視点で保存管理や整備・活用などの取組を充実させ、各項目の実現に向けてその成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、運営方向や問題点を改善していくことが求められる。

今後の保存管理や活用、整備の運営などについても、その進捗状況を把握しながら次のステップに向けてフィードバックしていくために、経過観察を継続的に実施することが効果的である。経過観察にあたって、第6章～第9章で計画した史跡の保存管理・活用・整備・運営体制について観察指標を設定し、自己点検する。

第2節 方法

(1) 保存管理・活用・整備・運営体制による経過観察の手順

史跡百舌鳥古墳群の価値を保存し、活用するため、保存管理・活用・整備・運営体制について、以下のとおりそれぞれ具体的指標と観察周期を定め、経過観察を行う。なお、日常的な史跡の経過観察については(4)で示す古墳カルテに基づき実施する。

計画における経過観察の指標と手法・内容

	項目	手法・内容	指標	周期
経過観察 保存管理における	追加指定	・追加指定予定地の指定状況の把握	・追加指定面積 ・指定古墳数	毎年
	公有化	・公有化計画の進捗状況の把握	・公有化面積	毎年
	日常的な維持管理	・墳丘の保存状況の確認 ・墳丘上の樹木の植生の把握 ・古墳群の景観の把握	・古墳管理台帳(カルテ)巡回情報更新の頻度 ・周辺の各種法令に基づく許可申請の件数 ・第3種地区及び未指定古墳の発掘届出・通知の件数	毎年
	現状変更	・指定地の現状の把握	・現状変更許可申請の件数	毎年
経過観察 活用における	調査研究における活用	・調査の報告や研究成果を掲載した報告書・紀要などの論旨と発行数の把握	・調査研究による機関刊行物の発行数	毎年
	学校・生涯学習における活用	・使用教材・副読本などの発行状況の把握 ・普及啓発の資料及びパンフレットの作成状況の把握 ・体験活動・講演会など実施状況の把握	・使用教材・副読本の発行部数 ・解説のための資料の発行部数 ・体験活動及び講演会などの開催数及び参加者	毎年
	地域・観光振興における活用	・観光・地域による利用状況の把握	・新聞の掲載数、市所有写真の利用数 ・堺市博物館や史跡来訪者数 ・ホームページの閲覧数	毎年
経過観察 整備における	保存のための整備	・古墳の復旧、修理の実施状況の把握 ・古墳の標柱・説明板の設置状況の把握	・復旧修理を行った古墳数 ・標柱・説明板の設置数	毎年
	活用のための整備	・史跡整備基本構想、計画策定及び整備の実施状況の把握 ・活用に必要な施設などの施設整備状況の把握	・整備基本構想策定進捗率 ・設計・整備を行った古墳数 ・活用に必要な施設の整備数	毎年
経過観察 運営体制における	運営体制	・地域住民との連携状況の把握 ・関係課、団体との連携状況の把握 ・調査実施期間、費用、課内の体制 ・百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の活動状況	・団体数 ・ボランティア向け研修回数 ・連携して行った事業数、専門員数、予算 ・百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の開催数	毎年

(2) 計画全体の進捗状況の確認のための経過観察（自己点検）

本計画において計画されたことがどこまで実現しているのか、今後何をすべきなのかなどを確認するために自己点検は有効である。また、事業の途上においてはその推進状況を確認し、事業完了後においては管理・運営を円滑に進めるために、事業の内容及び現況、進め方などについて定期的に点検を行うことが必要である。その際には、事業の目標に立ち返り、事業を担当する者が自らの置かれた状況についての的確に検証することが重要である。

事業進捗自己点検

項目	実施例	取組状況			
		取組 未	取組 中	取組 済	備考（現状、目 的、成果など）
関する こと に 策定に	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	保存活用計画の見直しは実施されているか(おおむね10年ごと)				
	総合計画と関連づけられているか				
保存管理に 関する こと	史跡の本質的価値を十分把握し適正な方法で確実に保護されているか				
	現状変更の取扱基準は適正に運用されているか				
	史跡の保存活用にも有効でない要素の除却は遺構を傷付けることなく行われているか				
	土地の所有者や地域の協力を得て適切な維持管理がなされているか				
	定期的な点検により経年変化などを確認し、記録しているか				
	追加指定に向け、地権者を含め準備や動きがなされているか				
	公有化に向け、所有者などとの協議が十分になされているか				
活用に関 する こと	史跡の現地公開が適切に行われているか				
	地域・関係団体・観光部局・近隣市と連携した活用を行っているか				
	歴史文化的観光資源としての活用がされているか				
	体験学習などは計画的に実施しているか				
	パンフレットなどは活用されているか				
	ガイドンスなどの施設は十分に活用されているか				
	ガイドの育成や支援を行っているか				
	学校教育・生涯学習における活用がなされているか				
情報発信を適切に行っているか					

項目	実施例	取組状況				
		取組 未	取組 中	取組 済	備考（現状、目 的、成果など）	
整備に関すること	全般	整備基本構想・基本計画は策定しているか				
		整備基本構想・基本計画は見直しをしているか				
		整備基本構想・基本計画に基づいて整備しているか				
		整備後は整備地・施設の状態を常に点検・管理しているか				
	保存のための整備・活用 のための整備	遺構などに影響がないよう整備しているか				
		修復は伝統技術を尊重して実施したか				
		修復は専門技術者と連携し、専門技術を用いるよう検討しているか				
		経年変化や災害によるき損はないか。ある場合応急措置しているか				
		墳丘や景観に影響している樹木は伐採など適切に処理しているか				
		整備内容は発掘調査成果や学術的根拠に基づき検証しているか				
		史跡の価値が適切に表現されているか				
		遺構など本質的価値を保護して整備されているか				
		復元展示は、当時の技法・工法・材料について検討したか				
		案内板や説明板、便益施設（トイレ・四阿・ベンチなど）は適切な位置に配置されているか				
		施設は景観に調和したものとなっているか				
	運営・体制に 関すること	史跡の保存管理・活用・整備に必要な体制が整えられているか				
		地域住民と協働した体制が整えられているか				
		国・府・市関連部局との連携体制が整えられているか				
		円滑な運営のため適切な連絡調整を図っているか				
維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか						
予算確保のための取組はあるか						

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』の史跡等・重要文化的景観の自己点検表並びに文化庁監修 2005『史跡等整備のてびき II 計画編』の史跡等整備における事業主体者の実施事項の点検を参考に作成

(3) PDCAの導入

本計画書に示された計画の実施にあたっては、PDCAサイクルの考え方を導入した経過観察を実施する。こうした経過観察の結果（評価）は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

○計画立案 (Plan)

本計画に基づき、史跡の保存管理・活用・整備を推進するための事業計画を立案する。

- ・ 保存活用計画を踏まえて、整備基本計画などを策定する。
- ・ 整備基本計画などを踏まえて、事業を設定する。
- ・ 計画・事業については、「実行・評価・改善」に基づき、適宜見直す。

○実行 (Do)

本計画に基づき、今後事業を計画的に実施する。

- ・ 事業予算を確保する。
- ・ 計画の内容を踏まえて、事業を実施する。
- ・ 効果的・効率的な実施を図る。

○評価 (Check)

経過観察指標に基づき、事業の内容が適切であるか、計画的に進められているかなどについて点検し、その結果を分析する。

- ・ 事業の進捗状況を踏まえ、事業の途中（毎年度・中間点など）、終了時に評価を行う。
- ・ 経過観察の結果を評価に反映させる。
- ・ 評価の大項目としては次のとおり想定する。なお、細部項目は計画における経過観察の指標と手法・内容による。
 - ・ 史跡の保存管理・活用・整備に関する効果の評価
 - ・ 運営体制に関する効果の評価
 - ・ 事業の進捗及び事業費に関する評価
 - ・ 市民（地域住民など）の参加・協働に関する評価
 - ・ 課題の有無、内容の評価など

○改善 (Act)

抽出された問題点の解決方法を検討し、事業内容や進め方の改善を図る。自己点検票による経過観察の結果を次年度や新たな計画策定に反映させることにより、更なる事業推進を図る。

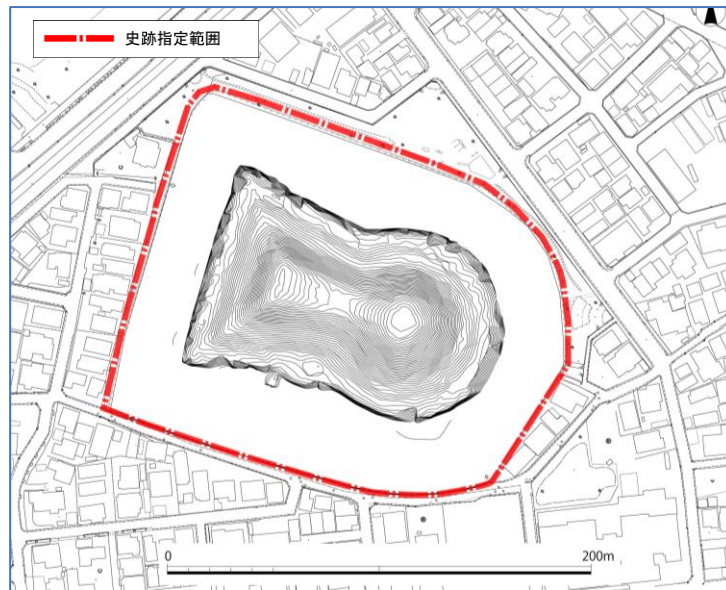
- ・ 「評価」を踏まえて、計画・事業の改善点を見いだす。
- ・ 必要があると認めるときは、計画・事業を見直す。

(4) 古墳カルテ

①いたすけ古墳 指定告示内容

種 別	史跡	史跡	統合・名称変更
名 称	いたすけ古墳	百舌鳥古墳群	いたすけ古墳
所 在 地	大阪府堺市百舌鳥高田町（現在：北区百舌鳥本町3丁）		
地 域	393番の1, 394番（現在：340, 339 - 1, 339 - 2, 338）		
指定年月日	昭和31年5月15日	平成26年3月18日	
告 示 番 号	文化財保護委員会告示第20号 （官報第8811号）	文部科学省告示第34号 （官報号外第55号）	

管 理 団 体	堺市（昭和31年8月9日）
指 定 説 明	<p>「昭和31年指定時」</p> <p>字板鶴と称せられる地に有する。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約140mを有する宏大な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。</p> <p>「昭和37年『大阪府の文化財』」</p> <p>国鉄阪和線の中にして西の履中天皇陵と相対し、百舌鳥駅と上野芝駅との中間、線路東側に位置している。この地は洪積層の丘阜性台地の一部で、古典に河内石津原また百舌鳥耳原としてみえるところである。</p> <p>古墳は主軸を東西にして、西面して営まれ、くびれ部には造り出しがある。東西の長さ約一〇〇米、幅約五〇米、高一〇米強を測る。その墳丘は三段築成になるもので、それが水を湛えた外濠で取囲まれているが、この濠は所在地たる高田町部落の灌漑用水地となっている。現在における墳丘の林相は数種の松とくさぎなどの雑木のほかに竹藪となっている。古老の話ではかつては老松が繁茂していたが、五位鷲のために枯死したので、所有者が竹を植えて今日のように茂ってきたものであるという。墳丘には円筒埴輪の圍繞がみられ、形象埴輪の樹立もあって、その後円部頂上から兜形埴輪の発見せられたことがあった。</p> <p>世界第一の大墳墓たる仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群を構成する主要な一墳であり、履中天皇陵の前方にあった大塚山古墳をはじめ附近にあった多くの古墳が取壊された今日、民有として、最大の古墳たる点において、またこの古墳を含む百舌鳥古墳群が古代史の最盛期を、文献を外にして如実に物語っているものとして、古市古墳群と相並んで日本における随一のものである。</p> <p>「平成26年『月刊文化財』第605号」</p> <p>いたすけ古墳は墳長140mに達する前方後円墳であり、昭和31年5月に史跡指定された。</p>
指定面積	29,977.08 m ²



航空写真（平成 19 年撮影）



航空写真（令和 3 年撮影）



地番参考図

古墳名 いたすけ古墳

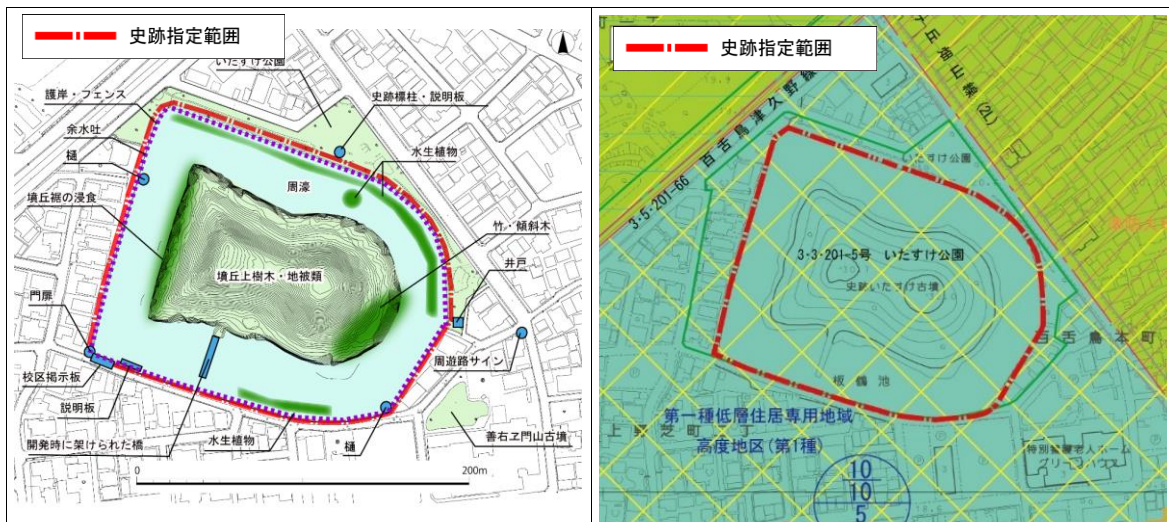
百舌鳥古墳群のほぼ中央にある前方部を西に向けた前方後円墳で、古墳の周囲には盾形の周濠が巡り、濠の南側には堤が築かれている。周囲には善右エ門山古墳の他に、かつて播磨塚古墳・吾呂茂塚古墳が存在していた。

現状と課題

濠の周囲には安全防犯対策上、護岸・フェンスと門扉を設けて管理している。周濠は、水生植物の繁茂がみられる。この周濠の水については、防火用水として機能しており、水位の管理調整は世界遺産課が行っている。前方部西側は外堤に沿って民家が並んでいる。墳丘上の樹木は昭和40年代に実施した大規模な刈込と、近年の竹伐採などの環境整備により、墳形が良好に視認できる。西方JR阪和線、大仙公園への眺望も良い。北隣のいたすけ公園に標柱・説明板を設置している。

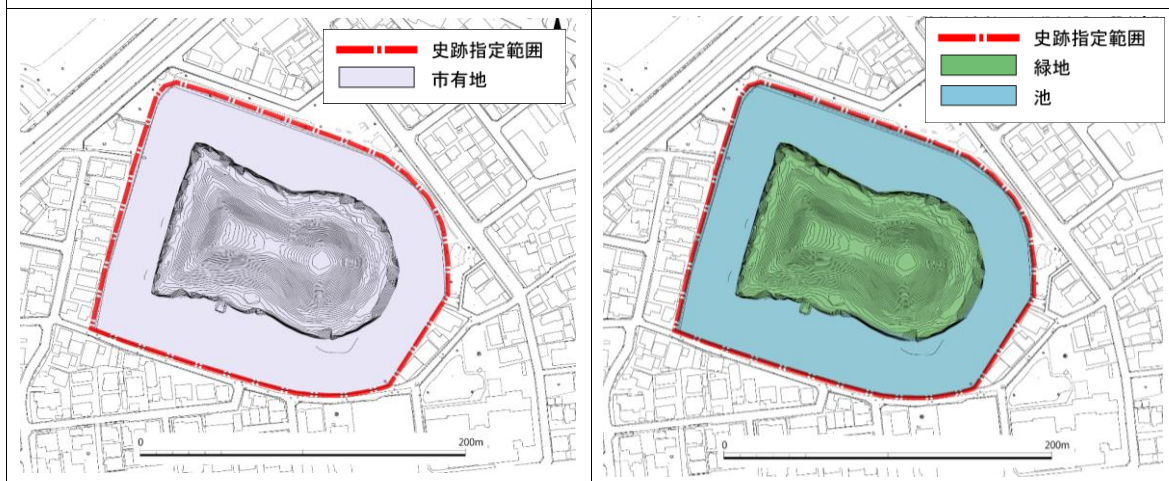
墳丘は、後円部東側で拡大していた平成29年度より竹林の除去に取り組んでいる。周濠は、水の流入はなく雨水に頼っているため、水の流れは滞留したままとなり水質の悪化が近年顕著となってきた。また、堺市外来種アラートリストのコイやミシシippアカミミガメ等が生息している。更に、水際の墳丘裾の浸食が著しい。

濠内には昭和30年頃に造成のためにつけられた橋の残骸が残っている。この橋は、いたすけ古墳の当時の危機的状態を象徴し、市民などの保存運動により当古墳が守られたことを記念するモニュメント的存在でもある。



現状と課題

都市計画図



土地所有区分

土地利用状況図

①いたすけ古墳 諸要素一覧

史跡の構成要素 (指定地内)	指定地周辺の構成要素 (指定地外)
<p>①史跡の本質的価値を構成する諸要素</p> <p>墳丘、周濠、 葦石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構遺物</p>	<p>①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の諸要素</p> <p>外提</p>
<p>②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素</p> <p>ア) 歴史的環境を構成する諸要素</p> <p>イ) 史跡に密接に関わる諸要素</p> <p>㊦本質的価値を保存管理するために必要な諸要素 史跡標柱、ネットフェンス、門扉、 周濠護岸、樋 (2 か所)</p> <p>㊧景観や環境形成に寄与しているもの 墳丘上地被類、外堤上樹木、 水生植物</p> <p>㊨情報発信など活用に必要なもの 説明板(2)</p> <p>ウ) 史跡とは関わらない要素</p> <p>水生植物、危険木、外来生物 (※) 橋、校区揭示板</p>	<p>②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素以外の諸要素</p> <p>ア) 史跡に密接に関わる諸要素</p> <p>㊦一体的に歴史環境を構成 善右エ門山古墳</p> <p>㊧その他の歴史文化遺産</p> <p>㊨本質的価値を保存管理するために必要 史跡標柱</p> <p>㊩景観など自然環境を構成 いたすけ公園</p> <p>㊪情報発信や活用に必要な 周遊路サイン、説明板</p> <p>イ) その他の諸要素</p>



①いたすけ古墳 現状変更の履歴

年度	内容	備考（詳細）
平成 27 年	濠 水質浄化活動	
平成 27 年	フェンス支柱交換工事	
平成 28 年	濠 水質浄化活動	
平成 28 年	フェンス支柱交換工事	
平成 29 年	フェンス支柱交換工事	
平成 29 年	環境整備	墳丘上傾斜竹・樹木伐採
平成 30 年	環境整備	墳丘上樹木・竹間伐
平成 30 年	フェンス改修	
平成 30 年	説明板撤去	新設に伴い既存説明板の撤去
令和元年	環境整備	墳丘上竹間伐
令和 2 年	環境整備	墳丘上竹・樹木伐採
令和 3 年	給水管設置	史跡外に設置した井戸から径 2.5 cm 給水管を地上に配管し濠肩へ給水する
令和 3 年	公園改修	フェンス 2 か所の更新・雨水給排水施設の設置・整地及び砕石舗装工事
令和 3 年	木竹伐採	墳丘上樹木伐採

①いたすけ古墳 観察・点検表

観察者 _____ 観察日時 _____ 年 月 日 () _____

古墳名	解説板	巡回内容						
いたすけ古墳	有 2	<input type="checkbox"/>	墳丘の観察	<input type="checkbox"/>	解説板清掃	<input type="checkbox"/>	濠のゴミ回収	
	点検・観察 ポイント						その他	
	<input type="checkbox"/> 墳丘裾部分の崩落状況		<input type="checkbox"/> 樹木の繁茂状況					
<input type="checkbox"/> 周濠水深・水質		<input type="checkbox"/> 蓮・葦の生育範囲						
<input type="checkbox"/> フェンスの破損								

諸要素		点検・観察 箇所	指摘事項	
史跡指定地内	①本質的価値を構成する諸要素	墳丘（前方後円墳）		
		周濠		
		埋葬施設・埴輪列・葺石		
		地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	②本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡と密接に関わる諸要素	史跡標柱	
			ネットフェンス	
			門扉	
			周濠護岸	
			樋(2)	
			墳丘上地被類	
			樹木	
		史跡とは関わらない要素	水生植物	
			外提樹木	
橋				
	校区掲示板			
史跡指定地外	①本質的価値と同等の諸要素	外提		
	②本質的価値と同等の要素以外の諸要素	密接に関わる諸要素	いたすけ公園	
		その他	周遊路サイン	

巻末資料

大阪府の文化財

関連法令

『大阪府の文化財』（昭和37年）

国鉄阪和線の中にして西の履中天皇陵と相對し、百舌鳥駅と上野芝駅との中間、線路東側に位置している。この地は洪積層の丘阜性台地の一部で、古典に河内石津原また百舌鳥耳原としてみえるところである。

古墳は主軸を東西にして、西面して営まれ、くびれ部には造出しがある。東西の長さ約一〇〇米、幅約五〇米、高一〇米強を測る。その墳丘は三段築成になるもので、それが水を湛えた外濠で取囲まれているが、この濠は所在地たる高田町部落の灌漑用水地となっている。現在における墳丘の林相は数種の松とくさぎなどの雑木のほかは竹藪となっている。古老の話ではかつては老松が繁茂していたが、五位鷲のために枯死したので、所有者が竹を植えて今日のように茂ってきたものであるという。墳丘には円筒埴輪の圍繞がみられ、形象埴輪の樹立もあって、その後円部頂上から兜形埴輪の発見せられたことがあった。

世界第一の大墳墓たる仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群を構成する主要な一墳であり、履中天皇陵の前方にあった大塚山古墳をはじめ附近にあった多くの古墳が取壊された今日、民有として、最大の古墳たる点において、またこの古墳を含む百舌鳥古墳群が古代史の最盛期を、文献を外にして如実に物語っているものとして、古市古墳群と相並んで日本における随一のものである。

関係法令

①文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)

(滅失、き損等)

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理団体による管理及び復旧)

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官

にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

②特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第 10 号)

(維持の措置の範囲)

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第一項第一号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による

同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

- 2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

③文化財保護法 (昭和 50 年 9 月 9 日 政令第 267 号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務(法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。(中略)

2 (中略)

3 (中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第 115 条第 1 項に規定する管理団体(以下この条及び次条第 2 項第 1 号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第 2 項第 1 号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第 1 号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条第 1 項並びに同条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項及び第 4 項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園

住居地域におけるもの

- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第 7 項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第 2 項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等
- ニ 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 (中略)
- 6 (中略)
- 7 (後略)

④文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 (平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣裁定)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第 1 号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 80 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立合いを求めること。
 - ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、そ

の旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会に許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ④木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 72 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (中略)

8 (中略)

9 (後略)